

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成27年3月5日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 5時06分

出席者 委 員 委員長 平池 紘 士

増山 敬之 茂呂 健市 小久保 かおる

白石 幹男 氏家 晃 天谷 浩明

永田 武志 福田 裕司

議 長 関口 孫一郎

傍聴者 大谷 好一 青木 一男 針谷 育造

坂東 一敏 広瀬 昌子 古沢 ちい子

針谷 正夫 大阿久 岩人 大川 秀子

千葉 正弘 入野 登志子 大武 真一

海老原 恵子 小堀 良江

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲葉 隆 造

課長補佐 金井 武彦 副主幹 寺内 史幸

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	大橋	定男
保健福祉部長	奈良部	俊次
保健福祉部副部長	茅原	剛
大平総合支所長	小島	誠司
藤岡総合支所長	塚田	勝
都賀総合支所長	青木	康弘
西方総合支所長	和賀井	敏之
岩舟総合支所長	大島	純一
市民生活課長	臼井	春江
交通防犯課長	橘	唯弘
保険医療課長	村上	賢司
環境課長	金子	一彦
環境課主幹	金子	卓
斎場整備室長	若菜	博
新エネルギー対策室長	落合	博昭
人権・男女共同参画課長	木村	正明
社会福祉課長	藤田	正人
社会福祉課主幹	吉澤	洋介
生活福祉課長	横尾	英雄
こども課長	小林	和彦
こども課主幹	中田	勉
保育課長	中野	達博
保育課主幹	若林	孝幸
高齢福祉課長	鈴木	優子
高齢福祉課主幹	横倉	延男
介護保険課長	田谷	晴男
健康増進課長	大木	富江
地域医療対策室長	福原	誠
大平総合支所生活環境課長	早乙女	福一
大平総合支所健康福祉課長	野崎	由美子
藤岡総合支所生活環境課長	北村	イツ子
藤岡総合支所健康福祉課長	篠崎	邦雄

都賀総合支所生活環境課長	古	平	芳	一
都賀総合支所健康福祉課長	稲	葉	功	子
西方総合支所生活環境課長	出	井	裕	子
西方総合支所健康福祉課長	安	生	幸	二
岩舟総合支所生活環境課長	海	老	沼	文
岩舟総合支所健康福祉課長	熊	倉		明 繁

平成27年第1回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成27年3月5日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 21号 栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 22号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 26号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 27号 栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 28号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 29号 栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 30号 栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 31号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 32号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 39号 栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 41号 栃木市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第 11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）
- 日程第13 議案第 55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）（所管関係部分）
- 日程第14 議案第 12号 平成26年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第 13号 平成26年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第 14号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第 1号 平成27年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）
- 日程第18 議案第 2号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第 3号 平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第 4号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第21 議案第 5号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第22 陳情第 1号 『年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書』の提出を求める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（平池紘土君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（平池紘土君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（平池紘土君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第21号 栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） ただいまご上程いただきました議案第21号 栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は14ページから21ページ、議案説明書は10ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の10ページをお開き願います。提案理由であります。年々増加しております空き家の適正管理及び有効活用を促進するため、栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。参照条文は、説明を省略させていただきます。

次に、議案書をご説明いたしますので、議案書の14ページをお開きください。こちらは制定文です。説明は省略いたします。

次のページをごらんください。第1条の目的ですが、空き家などの適正管理や有効活用について必要な事項を定め、空き家などが管理不全な状態となることを防ぎ、また空き家を地域の資源として有効活用することによりまして市民の安全や良好な生活環境を保つことができ、また空き家を利活用することによりまして地域の活性化に役立てることを目的といたしております。

第2条におきましては、本条例に出てまいります用語の意義について、記載のとおり定義づけを

いたしました。

第3条の所有者等の責務については、空き家を適正に管理するよう規定し、第2項におきましては、所有者に対し、市の施策に協力するよう義務づけをしているものであります。

第4条では、市の責務をうたっております。第1項は、市の責務としまして、空き家等の適正管理や有効活用を啓発、広報など、施策を講じて促進を図るというものであります。

同条第2項につきましては、前項の施策実施に必要な体制づくりを整備することと規定をいたしました。

第5条、相互の協力ですが、市、所有者、事業者、市民、自治会など、本条例の目的を達成するための相互協力をするについて規定をいたしております。

第6条の空き家等の発生の予防でございますが、これは現在使っている家の使用を中止するに当たり、再び使用する見込みがなく、放置している間に管理不全な状態になるおそれがあるときは、賃貸、譲渡などにより空き家の活用を図るよう努力規定を設けたものであります。

第7条の情報提供ですが、適正管理が行われていない空き家を見つけた場合の情報提供について、市に対し協力することができるものと規定したものであります。

第8条の調査について、第1項は、空き家等が適正に管理されていない場合、空き家等の状態や所有者等の所在などを調査することができるものとしてあります。

また、第2項では、空き家等に対する立入調査や関係者に対する質問ができる旨を規定いたしました。

第3項ですが、空き家等の立入調査をする場合は、原則として調査日の5日前までに所有者等に通知しなければならない旨、規定を設けました。

第4項ですが、調査の際は、調査する職員に対し、身分証明書の提示義務を規定したものであります。

第9条の所有者等を確認することができない場合の対応ですが、第1項は、必要の範囲内で、固定資産税の課税やその他の事務のために利用する情報、いわゆる税情報等を空き家等の所有者等調査に必要限度内で利用できるものと規定したものであります。

また、第2項では、市は、所有者等の情報やその所在を知る必要がある場合は、市外の市町村の長その他の者に対して所有者に関する情報の提供を求めることができるものとしてあります。

第3項ですが、所有者等を把握することを目的に、空き家等の所在地、管理不全な状態である空き家等の状況や管理不全状態を解消するための措置など公表できるものとしてあります。

第10条の助言または指導であります。管理不全な空き家等またはそのおそれがある場合に、市は、空き家等の所有者に対し、指導または助言することができるものとしてあります。

第11条の勧告につきましては、前条の指導にもかかわらず、なおも空き家等が管理不全な状態が続く場合、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができるものと規定したものであります。

ます。

第12条の命令につきましては、第1項で、市は、前条の規定で空き家等の所有者が勧告に従わないときは、期限を定めて、空き家等の撤去、修繕その他適正な管理に必要な措置を講じるよう命じることができることと規定したものであります。

また、第2項で、市は、前項の規定で命令しようとするときは、所有者等に対し、命じようとする措置や理由を通知すること、またこれらに対する意見書や自己に有利な証拠を提出できることを教示しなければならない旨、規定を設けました。

第3項では、命令を受けた所有者等は、通知を受けた日から5日以内に市長に対し、意見書の提出にかえて公開による意見の聴取を行うことを請求することができることとした規定を設けました。

第4項では、公開による意見の聴取を行うことの請求があったときは、意見の聴取を行う期日と場所を指定して、期日の3日前までに所有者等に通知するとともに公告する旨、規定を設けました。

第5項ですが、所有者等は、意見の聴取時に証人を出席させ、または自己に有利な証拠を提出することができることとしたものであります。

第6項では、命令をしたとき、市は、標識の設置、その他省令で定める方法で公示しなければならない旨、規定を設けたものであります。

第7項では、第6項に掲げた標識を命令に係る空き家等に設置できるものとしたものであります。

第13条の公表につきましては、第1項で、市は、前条の規定で所有者等に対して命令を行ったが、従わない場合は、所有者等の住所、氏名など記載の掲げる事項を公表することができることと規定したものであります。

また、第2項では、公表する際は、所有者に対して意見を述べる機会を与えなければならない旨、規定を設けました。

第14条の代執行につきましては、第1項で命令を受けた所有者等が命令に従わない場合、代執行以外の方法では履行が困難であり、このまま放置すると著しく公益に反する場合は、行政代執行法の規定により、所有者等にかわり行政が管理行為を実施し、または業者など第三者に行わせて、その費用を所有者などから徴収する規定であります。

また、第2項について、必要な措置を命じる場合、過失なく助言、指導、勧告を行うべき所有者等を覚知できないとき、市は所有者が行うべき管理行為を実施し、または業者などの第三者に実施させ、その費用については所有者等から徴収することとした規定にしたものであります。

また、第3項について、市が前項の規定により代執行を行おうとするときは、期限を定め、措置を行うべきこと、また期限までに措置を行わない場合は、市または第三者が措置を行うことをあらかじめ公告することを定めたものであります。

第15条の緊急安全措置ですが、空き家等の倒壊、破損などにより人の生命、身体、財産に重大な損害を及ぼす危険があるときは、助言、指導、勧告、命令、公表までの規定によらないで緊急安全

措置を講じることができるものとしたものであります。

また、第2項では、前項の緊急措置を講じた場合、措置による費用を所有者などから徴収することができるものとしてあります。

第16条の支援及び助成ですが、第1項につきましては、市が空き家等の適正管理を促進するために所有者などの相談に応じることや情報提供、助言、その他の支援を行う旨定めております。

第2項につきましては、市は、管理不全な状態の空き家を改善しました所有者などに対しまして、別に規定する助成をすることができるものとしてあります。

第17条の空き家等の活用ですが、第1項は、所有者等が空き家などを使用する見込みがなく、また適正な管理が見込めない場合、賃貸や譲渡などによりまして空き家などの活用を図るよう努力規定を設けたものであります。

第2項は、市が良好な生活環境の創造、活力あるまちづくり、居住の促進などに空き家の有効活用を図っていくことを定めたものであります。

第3項では、地域の活性化を図る目的で、空き家などを有効活用する個人や法人等に対しまして支援や助成を行うことを規定いたしました。

第18条の関係機関との連携ですが、管理不全な状態を改善するため、警察その他の関係機関宛て、空き家に関する情報を提供して協力を求めることができるよう規定いたしました。

第19条の委任につきましては、必要な事項は規則で規定するものとしてあります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 大変いい縛りができたかなというふうに思っております。

1つ、空き家などということで、これは土地のほうも当然入るという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） はい、おっしゃるとおりであります。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 私も天谷委員と一緒に、これは本市に限らず、これは全国的な空き家問題、空き地問題ということで、大変いい条例ができたのかなというふうに見させていただいております。

中で何点か、ちょっとご質問させていただきたいと思います。第8条かな、調査のところの3項、8条の3項で、市長はというくだりがありまして、その5日前までにということ、こう規定され

ておるのですが、この5日前とした規定の理由を教えてくださいたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 5日前の理由ですが、ある程度準備期間、それを設けさせていただきま
した。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 準備期間は、3日前でもいいと思うし、7日でもいいと思いますし、5日に
した何か理由というか、根拠というものをお伝えいただければと思います。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 空家等対策の推進に関する特別措置法の第9条の第3項に5日前までに
という規定がございます。大変失礼いたしました。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） それと、運用の部分での質問になろうかと思うのですが、例えばこの条例の
ポイントになるのは、恐らく10条の助言または指導ですとか11条の勧告、それと12条の命令という
部分が大変重要な部分かなというふうに私は認識しておるのですが、例えば、特に12条の命令、こ
の命令については、所有者等への不利益処分となる命令を行わなければいけなくなるわけで、当然、
その命令形に関しましては、管理不全な状態などの判定の基準というものが絶対必要ではないかな
というふうに思うのです。この栃木市においてのその基準の策定、どういう部署において基準をつ
くっているのかなというのをちょっと教えてくださいたいなと思います。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） まず、4月、来年度から新しい課で住宅課ができます。そちらのほうに
空き家対策の事務分掌が置かれます。そちらのほうで、細かい基準等は策定をしていきたいと考
えております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） わかりました。これからだというご答弁だと思うのですが、その決め
る、細かい内容を、基準を決めるメンバーの方は、どんなメンバーを想定されているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 今まで、まず現在までの空き家問題ですけれども、管理不全の場合は環
境課でやっていました。あとは建築課、2課でやっていたのですけれども、今までの関係課をもと
にやっていきたいなど、住宅課を中心にやりますが。以上で考えております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 私が申し上げたかったのは、例えば専門的な、建築士であるとか弁護士であ
るとか学識経験者であるとか、そういう方たちの判断も必要ではないかなと思ってこの質問をさせ

ていただいたのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） まず一番問題なのは、建物の管理不全のぐあい、その辺を判定する、建築の判定士とか、その辺が必要だとは思っております。その辺、早急にしていきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 要望になりますけれども、命令形というのはやっぱりそういう縛りが絶対出てくるはずだと思いますので、せっかくいい条例で縛りをかけているのですけれども、この基準となるものが、しっかりしたものが無いと絵に描いた餅の条例になってしまいますので、運用の部分では必ずそういう専門家の、知識を持った方を入れていただいて、十分検討していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） ただいま、済みません、ちょっと足らなかったものですから。

解体の補助金の要綱、その辺を考えております。それで、そこには耐震基準、一つの線引きとして、昭和56年の新耐震基準前であるか、後であるか、そのあたりも考慮に入れております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） いや、それは何か補助のお話ではないかなと思うのです。私が聞いたのは、補助ではなくて、この条例で、命令形になるのだから、最終的には市が。そういうときには、やっぱり弁護士さんですとか建築士さんですとか、そういう専門知識、学識経験者とか、有する者の助言をいただいたりとか、そういうのをしっかりしておかないと、そういう命令形ってできないですよねということなのです。だから、十分にそういう組織で検討してくださいということを質問しているのですけれども。

○委員長（平池紘士君） 総括して、そこは、最初が要望ということで。

ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） どうも、おはようございます。

まず最初に、栃木市をきれいで住みよいまちにする条例というのが平成25年3月26日にできて、それと同じ、きれいで住みよいまちにする条例の中にも同じような規定、これはごみの散乱とかの、美化を中心にした条例ですけれども、2条の3項に、所有者等、市内に土地または建物を所有するというようなことがありまして、ここら辺の、この条例との整合性というのですか、ここに空き家条例みたいのを盛り込んでもよかったのかなという感じもするのですけれども、その点はどののでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 委員ご指摘の点につきまして、まず私どものほうで検討を十分そこら辺はしたところなのですが、結果的にきれいなまちにする条例と本条例とのバッティングはないというところで私どもは判断いたしまして、この条例を作成いたしました。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） きれいで住みよいまちにする条例というのは罰則までついているのですけれども、ここの部分については罰則規定はないわけですが、罰則を設けるのとかというのは私もちょっと疑問だけれども、そこら辺の整合性というのはどういうふうに考えていたのですか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 罰則はないのかというご質問なのですが、この点につきまして、検察庁の協議したわけなのですが、その中で、空家の特措法の第16条で過料が設けられております。本条例に過料を設けますと重複するというふうな判断をいただきまして、当初は、本条例のたたきとしては過料を入れていたのですが、検察庁協議の、指導の際にそれを受けまして、外させてもらいました。ですから、特措法の第16条の過料を適用するという形になります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

第5条の相互の協力ですけれども、市、所有者、事業者、市民及び自治会、その他の団体ということなのですが、このその他の団体というのはどういうものを想定しているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 済みません、その他の団体につきましては、ちょっと調べましてご報告させていただきますと思います。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そこで、最後に、5条の相互に協力するものとするということなのですが、何か協議体というか、相互に連絡し合うという組織みたいのをつくる予定なのですか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） その点につきまして、済みません、組織の話は、先ほど申し上げましたが、住宅課ですか、来年度設けられますが、そのところで設けていきたい、検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、調査のところなのですが、第8条で立入調査ができるということなのですが、ほかのところなんかを見ると、ここら辺は明確に規定していない条例なんかも

あって、立入調査ができるというか、法的にどうなのか、そこら辺は検討したのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） ご指摘の立入調査の件なのですが、この点につきまして、国のほうの空家等対策の推進に関する特別措置法の第9条で立入調査をうたっております。それに準じて条例を作成させていただきました。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 第10条、11条、12条、助言、指導、勧告、命令という形でなっているわけですが、最終的に従わないときは代執行までであるということですが、この中で、所有者等と話し合う中で、所有者は従いたいだけでも、金銭的にだめとか、所有権を持っている人がもういなくなっているとか、そういった点で、そういうときの対応というのはどういうふうにするつもりなのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） まず、この条例なのですが、具体的な支援策は先ほど要綱で、こちらには出てこないのですが、まず空き家の所有者については、本条例の16条で、まず支援及び助成策をうたっております。委員ご指摘の所有者がわからないとか、そのあたりにつきましては、この条例で、税情報とか、そちらの情報を使えるような形で策定をさせていただきました。市のほうでできる、まず所有者探し、そこが一番苦勞する点だとは思っております、委員ご指摘のとおり。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 所有者がそういう形でわかって話し合いをして、その人の経済能力がない場合というか、従えないわけです。ここは壊して、整地をちゃんとしてくれとか、そういった命令を出しても、やりたくても従えないという場合は代執行という形でやって、その費用は徴収するというふうにはなっているけれども、最終的にはその費用を市が見るといふ形になるわけですか。

○委員長（平池紘土君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 代執行の話が出ましたが、最終的には代執行という形をこの規定どおりとっていくわけですが、全国的な事例を見ましても、代執行をして市にお金が戻ってくるのかといいますと、戻ってこない事例のほうが多いわけでございます。税金でこの条例の支援とかをしていくわけですので、できるだけ、まずは所有者を税情報等を使って捜して、根気よく所有者等に対して解体なり説得していきたいなと考えております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 最後ですが、空き家等の活用で、第17条3項で必要な支援及び助成、この間、

研究会ですか、もらっておりますけれども、具体的にどのようなことを考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（平池紘土君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 支援のほうですが、3点ほど考えております。

1つが解体費の補助、撤去費用の2分の1、限度額が50万円なのですが、こちらの解体費の補助を考えております。

2点目が、管理不全な空き家か、または管理不全のおそれのある空き家、200万円までの借り受け額に対する利子を市で補給する、利子補給を考えております。

もう一点につきましては、現在資産税課で検討しておりますが、住宅特例、ご存じかと思うのですが、現在ですと、どんな廃屋であってもそのままであれば固定資産税、また都市計画税が6分の1、200平米未満であれば6分の1、200平米以上であれば3分の1という恩恵があるわけなのですけれども、これを現在国のほうで見直しを図っております。資産税課におきましても、この点について、一つの大きな空き家の原因になっていますので、この辺を資産税課のほうで今現在検討しております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今の固定資産税、家が建っていれば軽減されるということで、建ってたほうが固定資産税が安いからということの理由でやっている人も多いようですけれども、これはやっぱり、国の法律が変わらないとこれが適用、なかなかできないと、市独自でやるということはできないということですか。

○委員長（平池紘土君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） まず、税制大綱でこの点についても出ておりますので、この点についてもできると、国のほうでも指導してくる形になります。これは明言できます。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ご苦労さまです。

空き地、空き家、既に不動産業者に管理委託されているケースがあります。それで、草退治なり、空き家自体の状況が危険、また火災のおそれがある、そういったケースで、近隣の人たちが大変苦慮しているケースも現にあるわけですが、市として、管理を委託されている空き家、空き地の業者といたしますか、不動産屋さんに対する指導というのは徹底できるのか、この条例の絡みでお聞きしたいと思うのですが。

○委員長（平池紘土君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 不動産業者が所有しているところだと、この条例の適用にはなっ

ないのですが、そういったところの例えば草が伸びているとかという、そういった環境上、衛生上、周辺に害を及ぼしているような、そういった空き家については今現在も環境課で対応していますが、今後においても、環境課なり、管理不全な空き家については住宅課において指導してまいりたいと考えております。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 指導してまいるということはわかるのですけれども、現にそういった状況が市内にも多々、実際ありますので、検討してまいるではなくて、徹底指導してまいるという気持ちでお願いしたいと思うのですが、よろしくどうぞ。要望です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連でいいでしょうか。

今不動産屋さんということでありましたけれども、第2条の2項で所有者等の規定が、空き家等を所有し、または管理する者をいうということで、管理する者というのはそういう不動産会社とか、そういうのに当たるのかなと私は考えていたのですけれども、そういうことではないのですか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 済みません、説明不足で申しわけございません。

管理するということの中で、ご指摘のとおり、アパートとか管理している不動産業者も入ってまいります。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 先ほど白石委員のほうで調べるというお答えのほうは、まだ。その他の団体についてということなのですから。

金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 済みません。その他の団体ですが、NPO法人、市民団体等を指します。

○委員長（平池紘士君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第21号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第2、議案第22号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ただいまご上程いただきました議案第22号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は22ページから23ページ、議案説明書は11ページであります。

まず初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の11ページをお開き願います。提案理由であります、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額、いわゆる保育料ということになりますが、を定めるため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。

なお、特定教育・保育施設というのは、子ども・子育て支援新制度の適用を受ける認定こども園、幼稚園、保育園ということになります。また、特定地域型保育事業というのは、新制度の適用を受けます小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業ということになります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書を説明いたしますので、議案書の23ページをお開き願います。まず、第1条の趣旨でございますけれども、この条例は、子ども・子育て支援法の第27条第3項第2号、第28条第2項各号、また第29条第3項第2号及び第30条第2項の各号の各条項に規定されております、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、これを利用者負担額ということになりますが、これを定めるというものであります。

次に、第2条ですが、第2条につきましては、利用者負担額については、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項の各号の各条項で規定しています、政令で定める額を限度として規則で定める額とするというものでございます。これにつきましては、従来、保育料等については児童福祉法に徴収の規定がありまして、これをもとに市の規則で保育料を規定していたというところでございますけれども、これが新制度によりまして、児童福祉法の根拠規定がなくなったということ、それから新制度の適用を受ける施設の保育料については、子ども・子育て支援法によりまして、設置主体とか保育所、認定こども園といった施設ごとではなくて、児

童の認定区分によって国が定める上限額の範囲内で市町村が定めるということになりましたので、本条例においては徴収額の根拠規定等を定めることにいたしまして、具体的な金額につきましては、従来同様、規則で定めるとしたものでございます。

第3条につきましては、委任規定であります。

附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行するとしておりまして、これにつきましては平成27年4月1日ということで決定をされたところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは保育料を定めるものですが、第2条で額を規則で定めるということなのですが、この条例の中にこういう保育料をきちっと定めるという考え方はないのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 条例の中に具体的な額を定めるという方法も確かにあると思います。ただ、今回、従来規則で定めていたというところもございますし、あと、今回、国の定める限度額が政令で定めるということで、政令によっていろいろ変わってくるというようなところもあります。具体的な、今回、政令自体はまだ正式には出ていないというところがあります。金額については、これでいきますということで国のほうから示されているのですが、政令自体、まだきちんとした形で出ていないというようなところもありまして、政令で変わるというようなところもあるので、具体的な金額については規則で定めさせていただきたいということで、今回はこういう形にさせていただきました。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ほかの自治体というか、条例できちっとこの額を定めているという例はあるのですか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） ほかの自治体の状況を見ますと、条例で定めているところもあります。ただ、規則でというところもあります。ちょっと数的にはあれでわかりませんが、それぞれの考え方ということではありますが、市としては規則のほうで定めさせていただきたいということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 保育料ですから、これは規則ですと、議会を通さずに勝手に変えられるというふうには、そういうこともあり得ると思うのです、ちゃんと説明はすると思うのですが、議

決しないと変えられないということではないと思うのですが、そこら辺、これは保育料という大事な部分ですので、条例でその額を定めるべきかなと私は思うのですが、今後どういうふうにしようと、そういう方向で考えてほしいと思うのですが、どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 委員おっしゃるとおり、規則ということだと議会にかからないということですが、当然、保育料ということなので、変更その他ある場合には議会のほうにも示させていただいて、規則として決めていきたいというふうに今後考えています。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、この間の民生常任委員研究会で、保育料の見直しということで説明がありました。それで、確認なのですが、これまでの保育料よりも高くなるということはないのですね。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 基本的には、今までの保育料と変わらないということで設定をするという国のほうの方針も出ていますので、そういうことで、設定は変わらない、もしくは下がるというような形で設定をさせていただきました。ただ、この間ちょっと説明させていただいた、所得の階層の考え方が所得税から市民税に変わるというところで、若干その辺で階層が上がってしまうということもゼロではないというふうに考えておりますが、基本的には今の負担を上げることはないということで設定をさせていただいております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 階層、所得割、それから市民税ですか、そのほうになるということで、その階層が若干、境界線ぎりぎりのところだと変わってしまう場合があるということですが、そういった人、そういう保護者というか、に対してはきちっとした説明とか、そういうことをやるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 委員おっしゃるとおり、上がってしまう方については、きちんと説明をする中で保育料のほうをお願いしていきたいというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった方に対する軽減措置というか、そういったことは考えていないということでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 軽減措置は特には考えておりません。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それから、今度、保育の標準時間と短時間ということで、この間の説明です

と、短時間はマイナス1.7%ということで、わずかな金額が、ちょっと安くなっているようですが、短時間ですと8時間ですか、1日、標準時間ですと11時間ということで、短時間の保育する時間帯というのですか、そういうのはどういうものを想定しているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 短時間の保育時間については、基本的には施設ごとに決めるということにはなっています。ただ、市といたしましては、公立の施設については統一したいということで考えておまして、9時から4時ということで8時間だと思いますが、設定をしたいというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 9時から4時、これは公立ですと、それを想定しているということですが、例えば迎えが5時になってしまうということだと、延長保育という形になるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） ちょっと時間のほうの計算を間違えまして、済みません。まず、訂正ですが、短時間、8時半から4時半で8時間です。申しわけありません。

ということで、この時間を超えてしまった場合は、いわゆる延長保育といいますか、通常の定めた時間を超えるということで、その部分で延長保育、別の料金をいただくというような形で考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 標準時間のほうは11時間ですよ。それは何時から何時までなののでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 標準時間につきましては、これも施設ごとですが、公立の施設としては朝の7時半から夜の6時半で11時間ということで設定をしております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、短時間のほうになってしまったお子さんというか、そうしますと、4時、時間外ということで延長保育分を取られるということになりますと、標準時間の人は11時間ですよ。11時間預かってもらえるというか、その後延長保育という形になるのかもしれないですけども。そうしますと、短時間のお子さんは8時間以上で延長保育となりますと、保育料というか、延長時間、延長保育料というのですか、取られるとなると、標準時間の子供よりも結果的に月の保育料が高くなるという状況も生まれるのではないかと思うのですけれども、その点どうなののでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 委員おっしゃるとおり、短時間保育の方については、8時間を超えた分を時間外、ちょっと、時間外、通常の、今まで11時間保育の外の延長保育とわかりづらいので、便

宜上、短時間を超えたところ、時間外保育ということで、ちょっと言い方にしようかなということ考えておりますが、その部分の費用を足すと、11時間の標準時間の保育料よりも超えるというところは若干出てくるかなというふうに考えています。ただ、短時間保育自体が、勤務時間等の関係で、8時間以内で保育が足りるという言い方はあれですが、足りるということでの設定ということになっておりますので、それから出たところについては別の料金を負担していただくということをご理解いただきたいというふうに考えております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そこら辺は何とも言えないですけども、標準時間の子供よりも保育料が高くなるというのはちょっといかが、そこら辺の軽減措置ではないですけども、何らかの対応をとるべきだと思いますけれども、その点はいかがなのでしょう。

○委員長（平池紘土君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 短時間の超えた部分の考え方としては、標準時間との差額という考え方のところもありますし、一定の額でということもあるのですが、市としては一定額でということをお願いしたいというふうに考えたところですが、軽減措置ということですが、基本的には今のところは、特にそんなに高い金額で設定はしないということ考えておりますので、今のところ軽減とかということについては検討していない、考えていないというところでございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 短時間、1.7%しか安くないのです。例えばこの間もらった資料ですと、所得割、例でいえば、標準時間が3万円だと、短時間だと2万9,600円、たった400円しか変わらないということで、ここら辺は、標準時間以上の料金は取らないとか、そういった対応が必要なのではないかなと思うのですが、その点いかがでしょう。

○委員長（平池紘土君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 委員おっしゃるとおり、標準時間と短時間の差というのが、所得の階層によって違いますけれども、差が少ないというのは、1.7%ということで低率だと思います。ただ、運営していくに当たっては、時間外を使うか、使わないかというところで、一律の額でということ運営をしていきたいということ考えています。ただ、今後その辺は検討も重ねていきながらということやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一つ、先ほど短時間の設定は8時半から4時半までということでしたけれども、例えば保護者の勤め方で、10時から5時まで勤めるというような場合、そういった点、どういうふうな対応を考えているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 委員おっしゃるとおり、勤め方、勤務時間によってはこの時間から外れ

るという方も中にはいると思います。ただ、それについては、標準時間についても同じでありまして、11時間を超えて勤務時間があるというところの方についても同じような扱いをさせていただいておりますので、基本的には、この中で時間を超えてしまったところについては、時間外延長という形で対応していければというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、最後ですけれども、これは要望で。

短時間保育というのは新しくできた考え方だと思うのですけれども、そこら辺の利用者の負担というのですか、それが標準時間よりも負担が大きくなるような、そういったことがないようにお願いしたいと思います。要望です。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第22号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第3、議案第26号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） ただいまご上程いただきました議案第26号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。議案書は35ページ、36ページであります。議案説明書は29ページから31ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の29ページをごらんくだ

さい。最初に、提案理由でございますが、国民健康保険法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要であります。引用条項の整理を行うものであります。なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、30ページ、31ページをお開きください。第11条であります。改正箇所は太文字でアンダーラインの引かれた箇所となっております。現行では引用条項が国民健康保険法第72条の4となっておりますが、これを国民健康保険法の一部改正に伴いまして、国民健康保険法第72条の5に改めるものであります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の36ページをお開きください。一番下にございます附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時59分）

○委員長（平池紘土君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第4、議案第27号 栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） ただいまご上程をいただきました議案第27号 栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書は37ページから39ページ、議案説明書は33ページから35ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の33ページをお開き願います。提案理由であります。し尿収集につきましては、その性質上、市による運搬が困難でありますため、業者に許可を与えることで業務を行っております。その際に発生いたしますし尿収集手数料につきましては、許可であるために、業者が直接収集をして、業者の収入となっておりますが、平成9年以来、し尿収集手数料につきましては据え置きとなっております。またし尿収集の効率面におきましても、下水道の普及によりくみ取り世帯がまばらとなりがちで、非効率なくみ取り業務を余儀なくされております。さらに、消費税増税、長期にわたっての燃料費等の高騰、近隣都市との料金を比較いたしましても低い傾向にありますことを勘案いたしまして、し尿収集手数料を改正する必要性が生じておりますので、栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、し尿収集手数料の人員制における1人当たりの基本料金、月2回以上くみ取りをする場合の回数割、無臭トイレなどの特殊便槽に対する特殊加算金、また不特定多数の方が使用する事業所の場合は人員制はなじまず、従量制としておりますが、この特別手数料についてそれぞれ改定し、施行につきましては平成27年10月1日を予定いたしております。参照条文は省略させていただきます。

34、35ページをお開きください。条例改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。改正の内容ですが、別表中、普通手数料、基本料金、人員制、世帯人員1人につき一月350円を400円に改めようとするものであります。

次に、加算料金の回数割ですが、一月当たり1回を超える収集に、1回ごとに世帯人員1人につき165円を200円に改めようとするものであります。

次に、特殊加算金ですが、特殊便槽、これは、無臭トイレはくみ取る際、バケツで2杯程度、水を使用する必要がございます。これを特殊便槽と呼んでいますが、この特殊便槽を使用する一般世帯について、収集1回につき500円を550円に改めようとするものであります。

最後に、特別手数料ですが、この特別手数料とは、便槽を使用する方が不特定多数の事業所や雨

水が便槽に入ってしまう、いわゆる欠陥便槽につきましても、人数制ではなく従量制を適用いたしております。18リットル当たり165円を200円に改めようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの説明で、ほかの自治体よりも安く設定されているというようなことなのですけれども、ほかの自治体はどの程度になっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） ご質問にお答えします。

ほかの自治体ですが、換算しますと宇都宮市で、1人当たりが668円、足利市が410円、佐野市が390円、鹿沼市が400円、日光市が360円、小山市が420円、真岡市が400円、大田原市が420円などとなっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 家族4人世帯ですと、400円が4倍になるということでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 単純に、いわゆる人数掛けるその金額という考えでよろしいかという質問ですよね。

金子課長。

○環境課長（金子一彦君） はい、そのとおりであります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 1回を超えるごとに、世帯、人員制、200円ということは、半額になるということでもいいのでしょうか。1回ごとに、月2回やるとしたら、4人家族だと、1回目が1,600円で、2回目は800円という考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） はい、そのとおりであります。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） この条例の施行期日が平成27年10月1日ということで、経過措置ということどうたわておるのですけれども、理由というのはそれだけでよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えします。

やはり、料金の値上げということで、また低所得者の方もくみ取り世帯は結構いますので、それなりに期間を設けさせていただきました。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） わかりました。

あと、市民への周知方法についてお答えいただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 広報とちぎ等で周知してまいりたいと考えております。

それと、くみ取りに行く際に、くみ取りの世帯に事業所からも、10月1日から値上げになりますと、チラシ等を持たせて周知を図ってまいりたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） その方法でよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第5、議案第28号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） ただいまご上程いただきました議案第28号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書40から45ページ、議案説明書は37ページから49ページをも

とにご説明いたします。

初めに、議案説明書37ページをごらんください。提案理由といたしまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でございますが、1つ目として、介護保険事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業者に加え、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者についても生活介護または短期入所を提供することができることとするとともに、当該サービスを提供する際に満たすべき基準のうち、登録定員及び利用定員に係る基準について所要の規定の整備を行うものであります。2つ目におきましては、附則における引用条項及び経過措置の期間を改めること、3つ目は、精神障がい者の地域移行を支援するための地域移行支援型ホームの特例を新たに設けるものであります。参照条文は省略をさせていただきます。

それでは、改正条文のご説明をいたしますので、議案説明書の38ページ、39ページをごらんください。第97条では、これまで介護保険の事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所において認められていた障がい者への生活介護の事業の規定を改め、新たに指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を加えるための所要の改正としております。指定看護小規模多機能型居宅介護事業とは、介護保険においてこれまで指定複合型サービス事業と呼ばれていた事業で、小規模多機能型居宅介護の事業と訪問看護をあわせて行う事業であります。

続いて、ページをめくっていただきまして、40、41ページをごらんください。同条第2号において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障がい者向けのサービス提供をする際の定員について定めております。

続きまして、42、43ページをお開きください。第111条では、さきにご説明した指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が短期入所の事業において障がい者へのサービス提供ができることとするものの所要の改正でございます。

続いて、44、45ページをごらんください。附則の第3項及び第4項では、指定共同生活援助、いわゆるグループホームの事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例を規定しておりますが、条文に引用する障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令が改正されたことによる引用条と引用号を改め、経過措置の期間を平成27年3月31日までから平成30年3月31日までに延長するものであります。

続いて、45ページの後半から49ページにかけてでは、地域移行支援型ホームという新たな特例措置を設けるための経過措置の規定を第7項から第14項まで加えるものであります。地域移行支援型ホームとは、精神障がい者の地域移行を支援するため、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助等、いわゆるグループホームの事業を行おうとする者が一定の基準を満たす場合

には、平成37年3月31日までの間、指定共同生活援助等の事業を行うということができるとするものであります。それ以下につきましては、その一定の基準についての規定をしております。

では、議案書41から45ページのほうに戻っていただきたいと思います。こちらは、改正に係る条文の改め文、附則として、施行日を平成27年4月1日から施行といたしたいと思います。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局からの説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 1点ですけれども、議案書の中で45ページなのですけれども、この文言の中で地域移行推進協議会というのは、これは審査会のことを指すのか、ちょっとご答弁をお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 吉澤主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） ご質問の地域移行推進協議会というのは、いわゆる精神科病院の敷地内にグループホームを設置するということですので、そのためには一定の条件がここに付いているのですけれども、いわゆる外部の識者等を含めた協議会の中でそれを、いわゆるグループホームでの地域移行が適切かどうかという判断をするような協議会組織とっております。

○委員長（平池紘土君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） それでは、医療法人か何かわかりませんが、そこが第三者機関として設けるのだという解釈でよろしいですね。

○委員長（平池紘土君） 吉澤主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） そのとおりでございます。

○委員長（平池紘土君） ほかに。

白石委員。

○委員（白石幹男君） やはり、地域移行型支援ホームの特例というところで、これは病院内にそういう施設をつくることができるということなのですけれども、この点については、障がい者団体あたりからも、実際は、地域移行なのだけれども、実際的には地域ではなくて病院内だというような意識があって、障がい者団体あたりからは反対の声も上がっているのですけれども。この点で、栃木市のそういう障がい者団体とか、こういった点で話し合ったとか協議したとかというのはないのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 吉澤主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） 特に団体との協議ということはしておりませんが、想定されるのは、精神科の病院の運営者が病院の敷地内につくるということが想定されます。本市におきましては、入院病床を抱える精神科病院、1カ所でございますけれども、今のところ地域移行型の

ホームをつくるというような計画はないということは聞いております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ぜひ、栃木市内にもそういう病院というか、1個しかなくて、その計画はないということですが、そういった話が出てきた場合は、行政もそこら辺で、障がい者団体ときっちり橋渡しといるのですか、そういったことをすべきだと思うのですが、どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 吉澤主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） 危惧されることはよくわかりますけれども、今回説明を時間の関係で省略させていただいておりますけれども、今回の改正におきまして、まずこれは地域移行が、いわゆる医療がないところでの地域移行がなかなか不安だという精神障がいの方が多くて、そういう意味で、病院の敷地内を平成37年3月までという一定の期限つき、あるいはその条件のためには、精神科の病床の減少を伴うとか、あるいは市町村の障がい福祉計画あるいは都道府県の障がい福祉計画の中に位置づけられた共同生活援助、いわゆるグループホームの量がまだまだ足りないよというような場合、そういったような条件、あるいは病院敷地内のグループホームの利用も原則2年以内、一定の期間だけというようなところでの条件であります。当然、障がい福祉計画に沿ったものということになってきますと、当然、障がい者団体を含む外部の識者を含めた社会福祉施策推進委員会という委員会の中で計画策定について審議を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第28号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第6、議案第29号 栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ただいまご上程いただきました議案第29号 栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。議案書は46ページから48ページ、議案説明書につきましては51ページから55ページになります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の51ページをお開き願います。まず、提案理由であります。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、1つ目としまして、設置の根拠法令及び条項を改めること、2つ目としまして、栃木市認定西方なかよしこども園の実施する事業を改めること、それから3つ目としまして、幼稚園及び保育園の共通利用時間に係る規定を削ることです。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

まず、この一部改正につきましては、本年4月から実施されます子ども・子育て支援の新制度に伴いまして、幼保連携型の認定こども園につきまして制度が大きく変わることから、本改正を行うものでございます。幼保連携型の認定こども園につきましては、現在の制度では、認可保育所と認可保育園が一緒になりまして、子育て支援も含めて一体的に行うということでこども園としての認定を受けたものということになってございます。これが、このため、認定こども園の中でいわゆる保育園、幼稚園というものはそれぞれ存在をしまして、保育園の部分については児童福祉法に位置づけられた施設、幼稚園の部分については学校教育法に位置づけられた施設という、別々の形ということになってございます。

これが新制度になりますと、認定こども園の中で認可保育園とか認可幼稚園という位置づけはなくなりまして、保育と教育、子育て支援というものを一体的に行う幼保連携型の認定こども園という、1つの施設という位置づけに変わります。法的にも、児童福祉法とかということではなくて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律というものに位置づけられた単一の施設という形になります。

このことを踏まえまして、改正の内容につきまして、新旧対照表のほうでご説明させていただきますと思います。議案説明書の52ページ、53ページをごらんいただきたいと思います。まず、第1条の設置ですが、先ほど説明しましたとおり、まず設置の根拠といたしましては、一体的な施設になるということで、保育または教育を一体的にという部分を教育及び保育を提供するというように改めるということになってございます。

それから、児童福祉法に基づく保育所、それから子育て支援センター、学校教育法に基づく幼稚園を包括する施設ということでの設置でございましたが、これを改正案では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条の規定に基づいて、法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置するという形に改めるものでございます。

第2条につきましては、第1条の改正に伴いまして、認定こども園という部分を幼保連携型認定こども園ということに改めるものでございます。

それから、次に第4条の園児ですが、先ほどご説明いたしました、幼稚園、保育園という位置づけがなくなりますので、子供たちについても保育園児、幼稚園児という位置づけではなくなるということございまして、新たに子ども・子育て支援法の認定方法による認定区分での認定を受けた子ということで、第1号では、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前の子供、それから2項といたしまして、その他必要と認める児童、ものということに改正をするものでございます。

続きまして、第5条の実施事業につきましては、従来別々ということ、第1号で、保育所保育指針に基づく保育について、保育所の部分、それから幼稚園部分については、幼稚園教育要領に基づく幼児教育ということで分かれていたわけですが、これにつきましては、改正案で新たに告示がされました幼保連携型認定こども園教育・保育要領というものに基づく教育及び保育の提供をするということに改めるものでございます。

また、第3号では、及び栃木市教育委員会という部分を削るということにしております。これにつきましては、現行では、保育園については市長部局の管轄、幼稚園については教育委員会の所管ということにされているところでございますが、新制度では、先ほど申し上げました単一の施設ということになりまして、その所管は市長部局とするということとされましたことから、教育委員会についてを削るということでございます。ただ、全く教育委員会は関係なくなるかということではなくて、運営するに当たっては、教育委員会の意見を聞くとか助言をいただくというようなことで進めるということとされております。

次に、第6条の共通利用時間につきましては、国が定めました運営基準等で新たにこういったものが定められたことから、本条例からは削除をするということでございます。

続きまして、54、55ページをお開きください。第7条につきましては、第6条を削除いたしましたことから、1条繰り上げるというものでございます。

以上で新旧対照表の説明を終わります。議案書のほうを説明させていただきますので、議案書の47ページをお開きください。栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を次のように改正するというものでございまして、以下につきましては、新旧対照表でご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。次のページの一番下になりますが、附則ということで、48ページをごらんいただきたいと思います。この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的

な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するというものでございまして、これについても平成27年4月1日からの施行ということが決定したところでございます。

以上をもちまして、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 第4条なのですが、新旧対照表のほうでいくと、現行では西方保育園に在園する、在籍する児童と西方幼稚園に在籍する園児、これが（1）の子ども・子育て支援法に掲げる就学前の子供ということで、一くりにできないために、（2）にその他市長が特に必要と認めるものというふうにあるわけでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 基本的には、改正前の1号、2号を合わせたお子さんについては、改正後の1号のほうに含まれてくるというふうに考えておりますが、そこに規定されないお子さんについて、特に必要があると認めたものについては保育を実施するというので、2号で新たに設定をしたということでございます。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 市長が特に必要と認めるものというのは、こういった方々を想定していらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） ほかの市町村からの受託を受けた方ですとか、特に子どもの支援法の認定でいきますと、保育の必要のないお子さんで、ゼロ歳から2歳の方というのがここに入ってこないことがあります。そういったところで、本当に特に必要と認めるというところですが、そういったものがあつた場合には認めていくというようなことになるかと思ひます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第29号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第7、議案第30号 栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 続きまして、ただいまご上程いただきました議案第30号 栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は49ページから50ページ、議案説明書は57ページから59ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の57ページをお開き願います。提案理由でありますけれども、児童福祉法の一部改正及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるというものでございます。

改正の概要につきましては、栃木市子ども・子育て会議の設置の根拠規定に児童福祉法第8条第3項を加えること、それから2つ目としまして、子ども・子育て会議の所掌事務に児童福祉法その他の子供に関する法律による施策について調査審議することを加えるということでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

まず、児童福祉法では、市町村は、児童等の福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関、いわゆる児童福祉審議会とされているものですが、これについて置くことができるということにされております。新制度によりまして児童福祉法の一部改正に伴いまして、小規模保育事業、家庭的保育事業等の認可については市町村が行うということとされたところでございます。この認可に当たりましては、児童福祉審議会を置いている場合にはその意見を聞く、置いていない場合については、児童の保護者、その他児童福祉に係る当事者の意見を聞かなければならないとされているところでございます。また、保育所につきましては県の認可ということになっておりますけれども、栃木市においては、県から権限移譲を受けまして、市で認可をしているというところでありまして、保育所の認可に当たりまして児童福祉審議会の意見を聞かなければならないということとされたところでございます。

一方、子ども・子育て会議につきましては、子ども・子育て支援法に基づいて、審議会その他の合議制の機関ということで平成25年に設置をしたところでございますけれども、委員として、児童の保護者、児童福祉に係る当事者が含まれていること、それから所掌事務の一つとして、市町村に

おける子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査審議することということがありますことから、子ども・子育て会議を児童福祉法に基づく合議制の機関、いわゆる児童福祉審議会としてもあわせて位置づけるということのために本改正を行うということでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思いますので、議案説明書の58、59ページをごらんいただきたいと思います。まず、第1条、子ども・子育て会議の設置の規定のところ、先ほどご説明いたしました、児童福祉審議会の根拠規定であります児童福祉法第8条第3項を追加するというところでございます。

第2条の所掌事務につきましては、児童福祉法、その他子供に関する法律による施策について、市長の諮問に応じ調査審議するというものを追加するというところでございます。

以上で新旧対照表の説明を終わりました、次に議案書を説明いたしますので、議案書の50ページをお開きいただきたいと思います。栃木市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正するというものでございまして、以下については新旧対照表で説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

次に、附則といたしまして、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するというものでございまして、これについても平成27年4月1日からの施行ということとされました。

以上をもちまして、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 1点お伺いします。

改正案のほうで、最後に、市長の諮問に応じ調査審議するとありますが、当然、審議されたなら、答申というのが出て当たり前だと思うのですけれども、そこら辺の扱いというか、そういうものをどう考えるのでしょうか。お答えをお願いします。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 市長の諮問に伴って調査審議いただいている事項については、市のほうに報告というか、されるということとなっております。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第30号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第8、議案第31号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ただいまご上程いただきました議案第31号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は51ページから52ページ、議案説明書は61ページから63ページになります。

まず初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の61ページをお開き願います。提案理由でありますけれども、ぬまわだ保育園及び大平東保育園の統合整備及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要といたしましては、栃木市のぬまわだ保育園、大平東保育園及び西方保育園を削ることということでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

62、63ページをお開きください。改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。第2条の表でございますけれども、この中で栃木市のぬまわだ保育園と栃木市大平東保育園につきましては、本年4月から新たに民間のフォレストキッズ保育園に統合されることから、廃止ということになりますので、この表から削除をするということでございます。

また、次に栃木市西方保育園につきましては、先ほど保育園条例のほうで審議をいただきました認定西方なかよしこども園につきましては、子ども・子育て支援の新制度によりまして、保育園としての位置づけはなくなるということでございますので、この表から削除をするということでございます。

以上で新旧対照表の説明を終わりますので、次に議案書を説明いたしますので、議案書の52ページ

をお開きください。栃木市保育所条例の一部を次のように改正するというものでございまして、以下については新旧対照表で説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしておりまして、ただし、西方保育園を削る改正は、新制度への改正日となります、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するという事としておりまして、これにつきましても平成27年4月1日の施行ということが決定されております。

以上をもちまして、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第31号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第9、議案第32号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） ただいまご上程いただきました議案第32号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書につきましては53ページから57ページ、議案説明書は65ページから71ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の65ページをお開き願います。提案理由であります、介護保険事業計画の見直しに伴う介護保険料の改定を行うため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要であります。1としまして、平成27年度から平成29年度までの介護保険料率を改めること、2としまして、賦課期日後において、第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の月割り額の算定方法を改めること、3としまして、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を設けることとあります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、66ページ、67ページをお開きください。改正する条例の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。第3条は、保険料率について規定をしております。第6期計画期間からは政令が改正されまして、現行の第1号に該当する老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方及び生活保護の被保護者と第2号に該当する世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額が80万円以下の者の区分を統合しております。

67ページ、改正案の第1号につきましては、保険料基準額の年額であります6万1,200円に対し、0.5を掛けた金額となっております。

第2号につきましては、基準額に対して0.65を、第3号につきましては0.75を、第4号につきましては0.85をそれぞれ掛けた金額となっております。

第5号につきましては、第6期の保険料基準額で、月額にしますと5,100円となります。

第6号からは、市民税本人課税の方に対する保険料となります。所得に応じて、基準額に対して割り増しをしております。第6号では、基準額に対して1.2を掛けた金額となっております。

同号のアにつきましては、第6段階に該当する合計所得金額について規定しております。

同号のイにつきましては、要介護者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者、つまり境界層該当者について規定をしております。

以下、第7号につきましては、基準額に対して1.35、第8号につきましては1.5を、69ページをお開きください。第9号につきましては1.75を、第10号につきましては2.0をそれぞれ掛けた金額となっております。

次に、第11号であります。第6期では所得段階をさらに細分化し、合計所得金額が800万円以上の方には基準額の2.25倍を負担していただくということで、新たに第11号の規定を設けております。なお、第1号被保険者の保険料額は、基準額に対して所得段階ごとに保険料率を乗じた金額に100円未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額となっております。

続きまして、第5条第3項であります。保険料の賦課期日後に生活保護の被保護者または境界層該当者になった場合の保険料の額の算定について規定しております。

続きまして、71ページをごらんください。附則に第13条を加えまして、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を設けるものであります。介護保険制度改正によりまして、平成27年度から順次、要支援認定者が利用する訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行することとなりましたが、本市では経過措置を設けまして、平成29年4月1日から行うものとするという規定であります。

以上で新旧対照表の説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の53ページをお開き願います。このページは、条例改正のかがみの部分になります。

54ページから56ページまでは、新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

57ページをごらんください。附則であります。施行期日につきましては、第1項、この条例は平成27年4月1日から施行する。

適用区分につきましては、第2項としまして、改正後の栃木市介護保険条例の規定は平成27年度以降の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については従前の例によるというものでございます。

以上で議案第32号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは介護保険料の値上げ案と言ってもいいと思うのですが、保険料を決めるに当たってのどういったことが議論されたのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 第5期においては4,400円ということ、栃木市の場合ですが、4,400円で、岩舟町の場合は4,660円ということでした。これは、栃木市におきましては、介護の準備基金を取り崩しまして、かなり低く抑えたということで、この取り崩しがなかったならば約4,900円近い金額ということでした。

第6期の保険料を決めるに当たりましては、これ以上の保険料の上昇をできるだけ抑えながら、給付もある程度充実させていかななくてはならないということで、負担と給付のバランスを考えながら設定をさせていただきました。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今現在は保険料の基準額が4,400円で、今度は幾らになるのですか。

○委員長（平池紘土君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 5,100円でございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、月額で700円程度の負担増となるわけですが、1人当たりどのくらいの年間負担増となるのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 基準額、4,400円の方が今まで年額で5万2,800円でした。

これが第6期でいきますと、6万1,200円になるということで、年額で8,400円の上昇ということになります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それが大体平均と見てよろしいのだと思うのですけれども、先ほどちょっと、どういう議論がされたのかということをお伺いしたけれども、今までは基金を取り崩して安くして、今度はその基金もなくなってきたということで、今度の値上げになるだろうけれども、例えば一般会計からの繰り入れをして安く抑えろとか、そういった議論はなかったのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 第6期におきましても、基金の取り崩しを3億円ほどしまして、保険料にしますと182円の抑制に努めたところでございます。低所得者、住民税非課税世帯の方に対しましては、国の基準では第2段階が0.75、つまり25%軽減でありましたが、栃木市におきましては35%の軽減にすると、また第3段階におきましては、国の基準ですと25%ですが、栃木市は30%軽減にするということで、低所得者の軽減に努めたところであります。

また、介護保険制度は、公費が50%、保険料が50%ということで、65歳以上の方は22%の負担をいただいていると、なおかつ40歳から64歳までの方は28%の負担をいただくとということであります。40歳以上の方につきましては、特定疾病と言われる病気に該当しない限り保険給付が受けられないということでありまして、65歳以上の方は、交通事故とか、そういうことになっても保険は受けられるということでございます。また、市のほうから12.5%の負担をしております、こういうことを鑑みれば、これ以上の一般会計からの繰り入れは考えられないということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ほかの自治体というか、一部の例ですけれども、北海道の長沼町なんかは、そういったことで、一般会計からも繰り入れているということなのです。これは、国のほうはやるなというふうに言っているのですけれども、これは、一般会計からの繰り入れは可能ということで、今回はしないけれども、可能ということで、ちょっと確認しておきたいのですけれども。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 国のほうでは、罰則とか、そういうことはないと思いますが、ふさわしくないと、要するに、それぞれが、国民全体で介護保険を支えるという制度設計になっていきますので、皆さんに負担をいただくとということで、栃木市としましても低所得者に配慮した保険料の設定になっておりますので、この辺をご理解いただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、今回の条例改正については反対の立場で討論を行います。

介護保険については、国会でも大きな問題になりましたけれども、要介護1、2を保険給付から外す、また施設入所については要介護3以上に限定するなどの、サービスを切り捨てる、そういうことが行われました。そういう中であって、逆に介護保険料を、基準額ですと年間8,400円もの負担増となります。65歳以上の方ってほとんど年金生活者でございますけれども、年金のほうはマクロ経済スライドということで、物価上昇にも見合わないような、物価上昇があっても、それに見合わないというような上昇ということで、年金額は下がっていくというような状況の中であって、これ以上の負担増、高齢者に対する負担増は許されないということで、私は反対をいたします。

○委員長（平池紘土君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第32号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	増山敬之 茂呂健市 小久保かおる 氏家 晃 天谷浩明
		永田武志 福田裕司
	反 対	白石幹男

○委員長（平池紘土君） 起立多数であります。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第10、議案第39号 栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

古平都賀総合支所生活環境課長。

○都賀総合支所生活環境課長（古平芳一君） ただいまご上程をいただきました議案第39号 栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。議案書は73ページから74ページ、議案説明書は101ページから103ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の101ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市都賀聖地公園墓地の墓所の増設に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、栃木市墓園条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、都賀聖地公園墓地の墓所を、平成25年度に第3種145基、平成26年度に第4種185基、計330基の増設を行っており、今月で事業が完了する見込みであります。この第3種及び第4種の1区画の面積及び永代使用料を定めるものであります。なお、参照条文は省略をさせていただきます。

102、103ページをお開きください。別表第1、永代使用料の新旧対照表であります。改正の内容であります。別表第1中、栃木市都賀聖地公園墓地、第2種、10平米、38万円の次に、第3種、6平米、45万円及び第4種、6平米、45万円を加えるものであります。

次に、議案書の説明をさせていただきます。議案書は73ページからとなりますが、73ページにつきましては、本議案の提出分でございますので、説明は省略させていただきます。

74ページをお開きください。条例改正の内容でございますが、先ほどご説明いたしましたとおりでございます。別表第1中、第2種、10平米、38万円の次に、第3種、6平米、45万円及び第4種、6平米、45万円を加え、改めようとするものであります。

施行につきましては、平成27年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今度、都賀の聖地公園に第3種、4種というのを設けるといふことなのですが、ちょっとお聞きしたいのですが、この第3種、4種というのはどういった意味合い、意味があるのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 古平課長。

○都賀総合支所生活環境課長（古平芳一君） お答え申し上げます。

先ほど説明の中で、平成25年度施工分145基、平成26年度施工分185基の説明をいたしましたが、平成25年度分につきましては、整備が完了いたしておりまして、1年近くたちます。平成26年度につきましては、芝の養生等を勘案いたしまして、時期をずらして販売をするということで、3種、4種という区別をさせていただきました。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第39号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時12分）

○委員長（平池紘士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第11、議案第41号 栃木市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ただいまご上程いただきました議案第41号 栃木市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は78ページ、79ページ、議案説明書は113ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の113ページをお開き願います。提案理由でありますけれども、児童福祉法の一部改正に伴いまして、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより保育を実施するとされるとともに、保育の実施基準を条例で定める必要がなくなったため、栃木市保育の実施に関する条例を廃止することについて議会の議決を求めるものであります。

これについては、保育の実施の基準については、いわゆる保育所に入所できる条件といたしますが、両親が働いているという、そういったものですが、それについては、従来は児童福祉法におきまして条例で定めるとされていたところがございますけれども、これは新制度に伴いまして、この規定が廃止となりまして、国の子ども・子育て支援法施行規則の中で具体的な新たな基準が定められたというところがございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書を説明いたしますので、議案書の79ページをお開き願います。栃木市保育の実施に関する条例は廃止するというものでございまして、附則といたしまして、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を

改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するとしておりまして、これについても平成27年4月1日からの施行ということになりました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第41号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第12、議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） それでは、平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出につきましてご説明を申し上げますので、第7次補正予算書の50、51ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額402万1,000円の減額であります。説明欄1行目、証明書コンビニ交付システム事業費につきましては、証明書交付センター運営負担金が岩舟町との合併により人口15万人以上の区分となるところ、平成26年度につきましては、合併前の人口10万から15万未満の区分での請求となったこと、また消費税分の増額がなされなかったことにより減額するものであります。

次の合併に伴う戸籍システム統合事業費につきましては、委託料の消費税相当分を8%として計

上していたものですが、本契約は税率変更前の契約につき、契約時の税率である5%を適用することになったため、その差額を減額するものであります。

続きまして、54、55ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額3億663万3,000円の増額であります。説明欄1行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険税の低所得世帯軽減分に対する保険基盤安定繰出金の増額及び出産育児一時金や人件費、事務費、赤字補填分等に対する出産育児一時金等繰出金の増額でありまして、決算見込み額に合わせて増額するものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、事務費繰出金の減額でありまして、額の確定に伴い、減額するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の運営費に対する市の法定負担金485万7,000円の減額及び療養給付費に対します市の法定負担金1億3,103万3,000円の減額でありまして、額の確定に伴い、減額するものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、ふるさと納税の増額に伴う社会福祉振興寄附金の増額により地域福祉基金積立金を増額するものであります。

次の臨時福祉給付金給付事業費につきましては、当初支給対象者を多く見込んでいたことと実際の支給率が低かったこと等により減額するものであります。

次の大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営費につきましては、灯油代及び電気料の高騰に伴い、計画値を大幅に超える支出が見込まれるため、指定管理料を増額するものであります。

次に、2目障がい福祉費、補正額365万5,000円の減額であります。説明欄、訪問入浴サービス委託費につきましては、訪問入浴サービス事業において、利用が当初の見込みを下回るにより減額するものであります。

次に、3目高齢福祉総務費、補正額3,468万7,000円の減額であります。説明欄1行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、岩舟町との合併に伴う予算調製のため計上しました歳入調整一般会計繰入金を全額減額するほか、地域支援事業繰入金の減額並びに介護保険システム改修に伴う事務費繰入金を増額するものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、有料老人ホームにスプリンクラーを設置する事業者に対する補助金が入札により減額になったこと及び認知症対応型通所介護の整備事業取り下げに伴い、減額するものであります。

次の介護老人保健施設整備資金貸付金につきましては、地域密着型特別養護老人ホームの整備事業者に対する貸付金が県補助金の増額により貸付上限額を超えるため、減額するものであります。

続きまして、56、57ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額1,325万円の増額であります。説明欄1行目、学童保育事業費（栃木）につきましては、学童保育指導員の賃金が当初見込みを下回り、不用額が生じる見込みのため、減額するものであります。

次の民間保育所運営委託費（さくら）、1行飛びまして、同委託費（大平中央）につきましては、2園に入所する児童数の増加に伴い、当初の委託料の不足が見込まれるため、増額するものであります。

説明欄3行目の市外保育所運営委託費につきましては、市外の公立、民間保育園に入所を委託している児童数の増加に伴い、当初の委託料の不足が見込まれるため、増額するものであります。

次に、2目児童措置費、補正額1億6,766万5,000円の減額であります。説明欄の1行目、児童扶養手当支給費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため、減額するものであります。

次の児童手当支給事業費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため、減額するものであります。

次に、3目母子福祉費、補正額100万円の増額であります。説明欄、不妊治療費助成事業費につきましては、不妊治療を受けている夫婦からの助成申請数及び助成額が増加したため、不妊治療費扶助費を増額するものであります。

続きまして、58、59ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額1,074万9,000円の増額であります。説明欄1行目、健康診査事業費につきましては、集団検診受診者が当初の見込みを大きく上回っており、委託料が不足することから増額するものであります。

次の地域医療対策基金積立金につきましては、昨年9月に地域医療の充実や強化に寄与したいとの趣旨で受け入れた寄附金及び預金利子を基金に積み立て、栃木地区病院統合再編事業費に充てるため、増額するものであります。

次に、2目予防費、補正額417万7,000円の減額であります。説明欄、結核検診事業費につきましては、結核レントゲン検診受診者が当初見込みを下回り、委託料に執行残が生じたため、減額するものであります。

次に、3目環境衛生費、補正額270万8,000円の減額であります。説明欄1行目、新エネルギー普及事業費につきましては、蔵の街第1駐車場に設置する電気自動車用急速充電器の設置工事費が入札の執行等により減額となったことから減額するものであります。

次の再生可能エネルギー普及促進基金積立金につきましては、市有施設屋根貸し出し事業によって屋根等を貸し出す各施設におきまして使用料収入が見込まれます。その使用料を再生可能エネルギー普及促進基金に積み立てるものでございます。

次に、4目斎場費、補正額2,124万円の減額であります。説明欄、斎場再整備事業費につきましては、新斎場の建設用地決定が翌年度以降となることから、当該決定に伴い要する地質及び測量調査業務委託料及び土地不動産鑑定及び評価業務手数料などを減額するものであります。

続きまして、60、61ページをお開きください。2項2目塵芥処理費、補正額134万円の増額であります。説明欄、バイオ式生ごみ処理機管理費につきましては、平成6年度に第五小学校に設置い

たしました生ごみ処理機が平成26年10月に故障いたしまして、その修理不能のため、新規設置をするものでございます。

以上で歳出の説明は終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） 白井市民生活課長。

○市民生活課長（白井春江君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

補正予算書38ページ、39ページをお開きください。12款1項2目2節児童福祉費負担金につきましては、573万6,000円の増額であります。説明欄、民間保育所等児童保育費負担金につきましては、市内民間保育園2園及び市外の公立、民間合わせて32園の保育園に入所を委託する児童数が増加したことに伴い、入所している児童の保護者からの保育費負担金を増額するものであります。

次に、13款1項3目1節保健衛生使用料につきましては、279万5,000円の増額であります。説明欄、墓地永代使用料（藤岡）につきましては、市営墓地の永代使用料が13区画増えたため、増額するものであります。

40、41ページをお開きください。次に、14款1項1目1節社会福祉費負担金については、1,005万4,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険税の低所得世帯軽減分に係る国庫負担金でありまして、額の確定に伴い、増額するものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、7,770万6,000円の減額であります。説明欄1行目、児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出額が減額となる見込みのため、減額するものであります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、児童扶養手当給付費の支出額が減額となる見込みのため、減額するものであります。

次の保育所運営費負担金につきましては、市内民間保育園2園及び市外の保育園に委託している児童数の増加に伴い、当該事業の国庫負担分を増額するものであります。

次に、14款2項1目1節社会福祉費補助金につきましては、1億8,017万1,000円の減額であります。説明欄1行目、地域生活支援事業費等補助金につきましては、訪問入浴サービス委託費の減額に伴い、国庫補助金を減額するものであります。

次の臨時福祉給付事業補助金につきましては、事業費の減額に伴い、国庫補助金を減額するものであります。

次の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金につきましては、既存施設のスプリンクラー設備等整備事業費が入札により減額となったことから、国庫補助金を減額するものであります。

次に、15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、6,852万3,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険税の低所得者世帯軽減分に係る県負担金でありまして、額の確定に伴い、増額するものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、492万1,000円の減額であります。説明欄1行目、児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出が減額となる見込みのため、減額するものであります。

次に、保育所運営費負担金につきましては、先ほど申し述べました12款及び14款でご説明のとおり、市内民間保育園2園及び市外保育所運営委託費に係る県負担金を増額するものであります。

42ページ、43ページをお開きください。次に、15款2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、1,064万円の減額であります。説明欄1行目、地域生活支援事業費等補助金につきましては、訪問入浴サービス委託費の減額に伴い、県補助金を減額するものであります。

次の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金につきましては、岩舟地域に計画していた認知症対応型通所介護事業につきまして、整備事業者が事業の取り下げをしたことから減額するものであります。

次に、16款1項2目1節利子及び配当金のうち所管関係部分であります。説明欄3行目、地域医療対策基金利子につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てるために積み立てております基金の預金利子額が当初の見込みを上回ったことから増額するものであります。

44ページ、45ページをお開きください。次に、17款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましては、855万円の増額であります。説明欄、社会福祉振興寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附金の受け入れに伴い、増額するものであります。

次に、4目1節保健衛生費寄附金につきましては、199万9,000円の増額であります。説明欄、地域医療対策寄附金につきましては、昨年9月に地域医療の充実や強化に寄与したいとの趣旨でいただいた寄附金の受け入れに伴い、増額するものであります。

46ページ、47ページをお開きください。次に、20款5項5目2節雑入のうち所管関係部分であります。説明欄2行目、福島原発事故に係る損害賠償金（環境課）につきましては、平成25年度に実施した最終処分等に係る追加費用の損害賠償金額が確定したことに伴い、増額するものであります。

次の次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金（新エネルギー対策室）につきましては、本年度に蔵の街第1駐車場に設置しました電気自動車専用急速充電器設置工事費に対する補助金の増額に伴い、増額するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、第2表、繰越明許費を説明申し上げます。お手数ですが、予算書6ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。3款1項社会福祉費、老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、本年度整備予定の地域密着型特別養護老人ホーム2施設について、工事の進捗状況から年度内完了が困難であるため、当該事業費を繰り越すものであります。

以上で、歳入、繰越明許費の説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 歳出、59ページなのですが、健康診査事業費、健康診査委託料860万円の増額ということで、集団検診の受ける方の増加、見込みより増えたということだったのですが、これは特定健康診査のことでよろしいのですか。

○委員長（平池紘士君） 大木健康増進課長。

○健康増進課長（大木富江君） こちらに上げておりますのは、特定健康診査の費用ではございません。集団検診でやっておりますがん検診等の費用でございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 55ページ、国民健康保険特別会計繰出金ということで6億1,994万4,000円の増額ということですがけれども、先ほどの説明でありましたけれども、これは赤字補填分というのは幾らぐらいになっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 赤字繰り入れ分につきましては、今回補正増するものが約5億2,900万円になっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 当初3億円ぐらい見ていたのかなと思いますけれども、これで、5億2,000万円を繰り入れて、これは法定外の繰り入れだと思えますけれども、それでやっと追っつくというのですか、支出を補填できると、赤字を補填できるということでよろしいですか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 予算のときは、平成26年度の当初予算だと3億円ぐらいの法定外の繰り入れかな、そういうふうな説明があったような気もするのですけれども、かなりの増なのですけれども、その理由はどのような理由があるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 今回の赤字が増えた大きな理由としましては、療養給付費等の国の

ほうの負担を、今年度の実績に基づきまして、今回再計算をして補正減をしております。そちらのほうの金額がそれなりの大きな数字になっていると。それともう一つは、療養給付費等の返還金が、1億先返還するという出たものですから、そちらのほうが当初想定していなかったものから、その部分の2つが大きな原因だと考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

それと、その下の後期高齢者医療広域連合負担金は、かなり、1億3,589万円の減ということですけれども、この減額の主な理由というのは何なのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） こちらのほうにつきましては、連合会の負担金のほうが再計算をされまして確定したことに伴いまして、当初予定で上げました予算額が多かったものですから、今回減額をさせていただいているということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 当初予算を立てるときの見込みよりもかなり少なかったということですが、その少なくなった理由というのは何なのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 済みません。

広域連合の負担金につきましては2つございまして、後期高齢者医療の広域連合会の負担金と、それともう一つ、療養給付費負担金ということで、医療費の伸びのほうは私どものほうで積算するときに考えていたものよりも低かったということで、療養給付費のほうで約1億3,100万円ほど減額になっているということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、そのページで、やっぱり、大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営費、これは指定管理者に指定料を払っていると思うのですが、先ほどの説明ですと、灯油代とかの高騰で運営費が足らなくなったということで、今まで、指定管理料を当初決めて、こういった補正で委託料を上げるとか、そういった事例はあったのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 野崎大平総合支所健康福祉課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） ただいま白石委員のご質問でございますが、平成20年度、旧大平町の時代に増額の変更がございます。また、平成23年のときには減額変更も行っているところでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

永田委員。

○委員（永田武志君） 6ページ、3款老人福祉施設整備事業補助金2億3,000万円、これは事業者

名と場所を教えてくださいたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○委員長（平池紘士君） 田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 地域密着型の特別養護老人ホームの施設整備でございます。29床が2つということで、1つは社会福祉法人すぎのこ会が岩舟町の小野寺地区に開設を、平成27年の6月以降ということで開設予定となっております。それともう一つが、社会福祉法人東風会でございます、大平町の上高島でございます、整備中であります地域密着型のやはり29人の特別養護老人ホームでございます。これは、当初、この補正予算の積算の段階では繰り越しが見込まれるということで上げさせていただきましたが、開所は平成27年4月1日ということで、予定どおり開設できるということで、大平につきましては繰り越さないで済むということでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 57ページですけれども、民間保育所運営委託費、この委託料が、3園、民間保育所、かなり増えているのですけれども、特に大平中央はかなりの額ですが、どのぐらい増えているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 大平中央保育園ですが、当初見込みでは97人ということで見込んでいたところですが、実際、最終、現時点で112人ということで人数が増えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この大平中央の定員というのは何名なのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 定員については、90名ということになってございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 22人ほど定員オーバーしているわけですが、保育をするに当たって、かなりの園児に対して、保育の質というのですか、そういうのが落ちるのではないかと思うのですけれども、そこら辺は大丈夫なのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 定数を超える人数ということになってございますが、いわゆる基準、面積とか保育士の基準というところではクリアした形で運営をしていただいておりますので、保育の内容的にはきちんとされているというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

その下の児童扶養手当支給事業費というのは、対象者がかなり見通しよりも減ったということなのですけれども、これは対象者というのは当初予算ではわからないのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 小林こども課長。

○こども課長（小林和彦君） 平成26年度の当初の見込み人数なのですが、1,137名を見込んでおります。

○委員長（平池紘士君） もう一回、白石さん、お願いします。

○委員（白石幹男君） わかりました。

ただ、当初はそれだけ見込んだけれども、実際はそれだけいなかったということですよ。その理由というのですか、児童手当の支給なんていうのはかなり正確にわかるような気もするのですが、どうしても、どうしてなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 済みません。

先ほどの当初見込みですと1,137名を見込んでおりましたが、決算見込みで1,107名ということで、30名の減となっております。減の要因としては、結局、母子家庭が中心の経済支援になりますので、本来全部支給という、所得に応じての支給なのですが、それが所得が増えたことで一部支給のほうに移行したということで減額になった部分もあります。見込みについては、どうしても、離婚が原因ということですので、当初から離婚、ひとり親というか、そういったことが見込めない状況があります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。

（午後 零時00分）

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第13、議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

小林こども課長。

○こども課長（小林和彦君） それでは、平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）の所管関係部分についてご説明させていただきます。

初めに、歳出についてご説明いたします。第8次補正予算書の14、15ページをお開きください。3款2項1目の児童福祉総務費であります。補正額2,273万3,000円を増額するものであります。説明欄1行目の子育て支援ガイドブック作成事業費につきましては、子育て中の方が、役立つ、必要としている子育てに関する情報を掲載した子育て支援ガイドブックを発行し、15歳以下の子供のいる世帯へ配布するもので、ガイドブックの印刷製本費及び郵送料が主なものであります。

次の子育て保育環境改善事業費につきましては、子育て関係者の保育の質の向上及び保育環境の改善を図ることを目的とするもので、幼児期の健やかな育ち、心身の発達を促し、運動機能の向上を図るため、公立保育園3園への屋外遊具施設設置工事及び食育活動の推進を図るため、公立保育園5園への調理器具の購入が主なものであります。

次に、2目の児童措置費であります。補正額8,828万円を増額するものであります。説明欄の子育て世帯商品券給付事業費につきましては、本市で実施いたしますプレミアムつき商品券3,000円分を買い上げまして、18歳以下の子供たちのいる世帯に子供1人当たり3,000円の商品券を給付することにより子育て支援を行うものでありまして、商品券の郵送料、委託料及び子育て世帯商品券購入費が主なものであります。

以上で歳出のご説明を終わります。

歳入については補正はありませんので、続きまして、第2表の繰越明許費であります。4ページ、5ページをお開きください。3款2項児童福祉費の子育て世帯商品券給付事業、次の子育て支援ガイドブック作成事業、次の子育て保育環境改善事業の3事業につきましては、国による地域住民生活等緊急支援のための交付金が補正予算として計上したことに伴いまして、今年度予算を計上する必要が生じたので、年度内での予算の執行が困難なために繰り越しをするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） では、歳出、15ページなのですが、子育て支援ガイドブック、15歳以下のお子さんがある家庭ということなのですが、全体で何部ほどになるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 1万2,500部なのですが、今回、新規の出産者あるいは転入者を含めまして1万8,000部を作成する予定しております。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） これは、送付するのに郵便ということで330万円ほどかかるわけなのですが、郵便以外に何かいい方法というのは、学校を通じてとか、郵便以外にないのかな。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 私のほうでは、郵便ということで、直接保護者宛てに届けるということで予定しております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 同じページになりますけれども、下段の子育て保育環境改善事業費、たしか屋外遊具の設置工事費3園と、調理器具ということで5園ということでご説明を受けたわけですが、具体的にどこの園なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） まず、屋外遊具の設置工事ですが、はこのもり保育園とおおつか保育園に、総合遊具、滑り台とかいろいろなものがついたものの設置を予定してございます。それから、大平西保育園にうんていの設置を予定してございます。

それから、その下の保育園の備品ですが、スチームコンベクションオープンということで、いりふね保育園、おおつか保育園、そのべ保育園、それから大平南第1保育園、第2保育園の5園を予定してございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第55号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第14、議案第12号 平成26年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） それでは、ただいまから、ご上程をいただきました議案第12号 平成26年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の9ページをお開きください。

平成26年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億135万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億5,235万1,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、106、107ページをお開きください。2款1項1目、補正額1億3,000万円の減額であります。説明欄の一般被保険者診療報酬支払経費につきましては、支出見込み額に合わせて補正減するものでございます。

次に、2目、補正額2億円の減額であります。説明欄の退職被保険者等診療報酬支払経費につきましては、支出見込み額に合わせて補正減するものでございます。

次に、3目、4目につきましては、補正額はありませんが、歳入の補正に伴い、財源内容が変更になったものであります。

次に、108、109ページをお開きください。2項1目、補正額4,200万円の減額であります。説明欄の一般被保険者高額療養費支払経費につきましては、支出見込み額に合わせて補正減するものであります。

次に、2目、補正額1,800万円の減額であります。説明欄の退職被保険者等高額療養費支払経費

につきましては、支出見込み額に合わせて補正減するものであります。

次に、4目につきましては、補正額はありますが、歳入の補正に伴い、財源内訳が変更になったものであります。

110、111ページをお開きください。4項1目につきましては、補正額はありますが、歳入の補正に伴い、財源内訳が変更になったものであります。

112、113ページをお開きください。3款1項1目、補正額538万7,000円の減額であります。説明欄の後期高齢者支援金につきましては、支援金額が確定したため、補正減するものであります。

次に、2目、補正額10万6,000円の減額であります。説明欄の後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、拠出金額が確定したため、補正減するものであります。

114、115ページをお開きください。4款1項1目、補正額266万3,000円の減額であります。説明欄の前期高齢者納付金につきましては、納付額の確定に伴い、補正減するものであります。

次に、2目、補正額4万8,000円の減額であります。説明欄の前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、拠出額の確定に伴い、補正減するものであります。

116、117ページをお開きください。6款1項1目につきましては、補正額はありますが、歳入の補正に伴い、財源内訳が変更になったものであります。

118、119ページをお開きください。7款1項1目、補正額2,196万2,000円の増額であります。説明欄の高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、拠出額の確定に伴い、補正増するものであります。

120、121ページをお開きください。11款1項3目、補正額1億7,488万8,000円の増額であります。説明欄の療養給付費等負担金等返還金につきましては、平成25年度の療養給付費等負担金、療養給付費等交付金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の精算の結果、超過交付となったことにより返還金が生じたため、補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、102、103ページにお戻りください。4款1項1目1節、補正額5億6,961万円の減額であります。説明欄1行目の療養給付費等、2行目の介護給付費納付金、3行目の後期高齢者支援金につきましては、交付見込み額に合わせて補正減するものであります。

次に、2節、補正額499万1,000円の増額であります。説明欄の過年度分につきましては、交付額の確定に伴い、補正増するものであります。

次に、5款1項1目1節、補正額6,310万4,000円の減額であります。説明欄の現年度分につきましては、交付見込み額に合わせて補正減するものであります。

次に、6款1項1目1節、補正額4,495万6,000円の増額であります。説明欄の現年度分につきましては、交付額の確定に伴い、補正増するものであります。

次に、7款2項1目1節、補正額6,480万円の増額であります。説明欄の安定化調整交付金につ

きましては、交付見込み額に合わせて補正増するものであります。

次に、2節、補正額1億5,000万円の減額であります。説明欄の支援調整交付金につきましては、交付見込み額に合わせて補正減するものであります。

104、105ページをお開きください。8款1項1目1節、補正額1,864万4,000円の減額であります。説明欄の高額医療費共同事業交付金につきましては、交付見込み額に合わせて補正減するものであります。

次に、2目1節、補正額1億1,880万5,000円の減額であります。説明欄の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、交付見込み額に合わせて補正減するものであります。

次に、10款1項1目1節、補正額1億475万3,000円の増額であります。説明欄の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険税軽減分と国保財政の安定を図る保険者支援分について一般会計から繰り入れるものでありまして、算定の結果、繰入額が増額となる見込みのため、補正増するものであります。

次に、2節、補正額5億1,519万1,000円の増額であります。説明欄の出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児一時金や人件費、事務費、赤字補填分等について一般会計から繰り入れるものでありまして、決算見込み額に合わせて補正増するものであります。

次に、11款1項1目1節、補正額104万8,000円の減額であります。説明欄の療養給付費等交付金繰越金につきましては、退職被保険者に係る療養給付費交付金返還金の財源として平成25年度繰越金を充てているものでありまして、療養給付費交付金返還金の額の確定に伴い、補正減するものであります。

次に、2目1節、補正額1,483万4,000円の減額であります。説明欄のその他の繰越金につきましては、平成25年度決算剰余金が見込みより少なかったことから補正減するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 100ページで聞けばいいのでしょうか。歳出のところ、2款の保険給付費が3億9,000万円減っているわけですけども、これは当初の医療費を過大に見積もり過ぎていたということなのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 予算査定時に見込んだ額よりも今年度支出が減っているということだと思います。過大に見込んだかということ、今までの実績等を考慮した中でやっておりますので、過大ということではなくて、見込みよりも少なかったということだと思います。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、医療費が実績よりも少なかったということなのですからけれども、それはそれとして、いいことだと思うのですけれども、なぜそういった結果になったのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） これまで1人当たりの医療費というのはずっと上がり続けてきていたところなのですが、本年度について1人当たりの医療費がどのぐらいになったかというのはまだ計算しておりません。また、被保険者につきましては減少傾向がございますので、今私どもの考えているのは、被保険者の減少が続いている中で、それよりも、1人当たりの医療費の増加というものも私どもが想定していたより少なかったのではないかと考えております。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第15、議案第13号 平成26年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） ただいまご上程をいただきました議案第13号 平成26年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の

13ページをお開きください。

平成26年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出の補正はありませんので、歳入についてご説明をいたしますので、126、127ページをお開きください。4款1項1目1節、補正額984万8,000円の減額であります。説明欄の事務費繰入金につきましては、前年度繰越金の補正増に伴い、一般会計からの事務費繰入金を補正減するものであります。

次に、5款1項1目1節、補正額984万8,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、平成25年度の決算剰余金を補正増するものであります。

以上で予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 当局からの説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第13号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第16、議案第14号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） ただいまご上程いただきました議案第14号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の15ページをお開きください。平成26年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億7,030万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるといふものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、138、139ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の補正額は、410万2,000円を増額するものであります。説明欄の介護保険総務費（栃木）につきましては、予算不足が生じるおそれのある主治医意見書作成手数料の財源に充てるため、不用品が見込まれる郵便料及び委託料を減額補正するものであります。

次の介護保険システム改修事業費につきましては、介護保険制度改正及び介護報酬の改定に伴い、システムの改修が必要となるため、その費用を増額補正するものであります。

140、141ページをお開きください。3項1目介護認定審査会費の補正額は、129万8,000円を増額するものであります。説明欄の介護認定審査会事務費につきましては、要支援、要介護認定者数の増加に伴い、医療機関への主治医意見書作成手数料に不足が見込まれるため、増額補正するものであります。

142、143ページをお開きください。2款1項1目居宅介護サービス給付費の補正額は、5,000万円を増額するものであります。居宅介護サービスのうち、主に通所介護サービスの利用が当初見込みよりも増えているため、増額補正するものであります。

次に、5目施設介護サービス給付費の補正額は、5,000万円を減額するものであります。当初の見込みよりもサービス利用者数が減となる見込みのため、減額補正するものであります。

次に、9目居宅介護サービス計画給付費の補正額は、250万円を増額するものであります。サービス利用者の増加等によりまして、ケアプラン作成に対する給付費に不足が見込まれることから増額補正するものであります。

なお、補正額の欄がゼロとなっている2目、3目、7目、8目の給付費につきましては、財源の入れかえであります。

144、145ページをお開きください。2項1目介護予防サービス給付費の補正額は、430万円を増額するものであります。要支援と認定を受けたサービス利用者の増加によりまして、給付費に不足が見込まれることから増額補正するものであります。

次に、3目地域密着型介護予防サービス給付費の補正額は、680万円を減額するものであります。当初の見込みよりも小規模多機能型居宅介護などの利用者が減となる見込みのため、減額補正するものであります。

次の5目から7目までの給付費につきましては、財源の入れかえであります。

以下、146ページ、3項1目審査支払手数料から152ページの6項3目特定入所者介護予防サービス費までの給付費につきましては、財源の入れかえであります。

続きまして、154、155ページをお開きください。5款1項1目2次予防事業費の補正額は、662万1,000円を減額するものであります。説明欄1行目の区市町村総合事務組合負担金退職手当につきましては、職員課所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理している栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、定期人事異動に伴い、職員数及び役職等に差異が生じ、不用額が生じることが見込まれるため、減額補正するものであります。

次の2次予防事業対象者把握事業費（栃木）及び次の複合型介護予防事業費（栃木）につきましては、入札の結果、事業費が当初見込みより下回ったことに伴い、減額補正するものであります。

156、157ページをお開きください。2項5目任意事業費の補正額は、152万4,000円を増額するものであります。説明欄の家族介護継続支援事業費（大平）につきましては、大平地域において在宅寝たきり老人等介護手当及び紙おむつ購入費助成の対象者が当初見込みを上回ったことに伴い、増額補正するものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、134、135ページをお開きください。4款2項2目地域支援事業交付金（介護予防事業）の補正額は、86万7,000円を減額するものであります。説明欄の現年度分につきましては、地域支援事業の2次予防事業費の減額に伴い、国庫補助金を減額補正するものであります。

次に、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は、60万1,000円を増額するものであります。説明欄の現年度分につきましては、大平地域の家族介護継続支援事業費の増額に伴い、国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、4目介護保険事業費補助金の補正額は、174万3,000円を増額するものであります。説明欄の介護保険事業補助金につきましては、介護保険制度改正及び介護報酬改定に伴うシステム改修費について、その一部を国が補助することから増額補正するものであります。

次に、5款1項2目地域支援事業支援交付金の補正額は、100万5,000円の減額であります。説明欄の現年度分につきましては、地域支援事業の2次予防事業費の減額に伴い、支払基金交付金を減額補正するものであります。

次に、6款1項1目介護給付費負担金の補正額は、1,267万8,000円を増額であります。説明欄の過年度分につきましては、平成25年度分の県の法定負担金の精算に伴い追加されるもので、過年度分として増額補正するものであります。

次に、3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）の補正額は、43万3,000円の減額であります。説明欄の現年度分につきましては、地域支援事業の2次予防事業費の減額に伴い、県補助金を減額補正するものであります。

次に、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は、30万円の増額であります。説明欄の現年度分につきましては、大平地域の家族介護継続支援事業費の増額に伴い、県補助金を増額補正するものであります。

次に、136、137ページをお開きください。9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）の補正額は、431万6,000円の減額であります。説明欄の現年度分につきましては、地域支援事業の2次予防事業費の減額に伴い、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

次に、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は、62万3,000円の増額であります。説明欄の現年度分につきましては、大平地域の家族介護継続支援事業費の増額に伴い、増額補正するものであります。

次に、4目その他一般会計繰入金の補正額は、697万6,000円の減額であります。2節、説明欄の事務費繰入金につきましては、介護保険システム改修費について、市負担分について一般会計から繰り入れるため、増額補正するものであります。

次の3節、説明欄の歳入調整一般会計繰入金につきましては、岩舟町との合併に伴う予算調製のために計上したものであります。今回の補正で全額を減額するものであります。

次に、2項1目介護給付費準備基金繰入金の補正額は、1億9,182万1,000円の減額であります。説明欄の介護給付費準備基金繰入金につきましては、補正財源に繰越金を充当したことから、基金繰入金を減額補正するものであります。

続きまして、10款1項1目繰越金の補正額は、1億8,977万6,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、補正予算の財源として繰越金を充当するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 139ページの介護保険システム改修事業費540万円ですか、これは介護保険の制度が変わったためということなのですか、どういった制度に対応するために改修するのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 平成27年8月から、一部負担金ですが、この2割負担の導入が始まりますので、その関係と、あと高額介護サービス費の見直し、あとは有料老人ホームの扱いであ

るサービスつき高齢者住宅が住所地特例の適用施設になりますので、その関係、それと食費と居住費について、低所得者に対して補足給付ということで支給しておりますが、その見直しに伴う改正、それと介護報酬の改定に伴うシステムの改修でございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 平成27年8月から変わるということなのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 所得の確定の関係がありますので、8月から切りかえになります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回補正でやるわけですけれども、この改修というのは今年度中にやれるということでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 第1弾としまして、平成26年の補正でやると。もう一つは、新年度予算にも540万円ほど計上しておりますが、第2弾として新年度補正でも対応するというところでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうすると、540万円の分というのは今年度中に使うということでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） そのとおりでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入のほうの136ページですけれども、介護給付準備基金繰入金というの減額ですけれども、この準備基金の残高は現時点でどのくらいになっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 今回の補正で減額しまして、3月31日現在ということでございますが、4億469万9,068円ということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほど午前中の審議の中で介護保険料を決めるときに、3億円ほどを準備基金から崩して、182円でしたっけ、安くしたというような説明があったと思いますけれども、今現在4億円を超える準備基金があるということで、さらにそういったところに準備基金を、介護保険料を安くするとか、そういったところに投入できるのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 平成26年度末で4億円ぐらい基金が残るということで、3億円ほど

取り崩して、残りが1億円ということになりますが、その1億円のうち、平成27年度の当初予算で取り崩しが六千何百万円ありますので、それを差し引きますと3,500万円程度になってしまうということで、これらは不測の事態に備えて基金としてとっておきたいということでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第17、議案第1号 平成27年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、2月5日開催の議員全員協議会及び3月2日開催の民生常任委員会において既に本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入及び債務負担行為を一括した質疑、最後に討論、表決の順により進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質問の内容によりましては担当部長等にご答弁いただくこともありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は160ページから181ページであります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 169ページをお願いします。

LEDの防犯灯維持管理事業費ということで、ご説明の中で2,500万円強の支出となっていますけれども、ご説明では電気料ということで受けたわけですが、当然、LEDということで、栃木市はもう既に1万灯をLED化したということなので、今までのやつとこの2,500万円というのは、どれぐらい効果が出たのかなというところを知りたいのですけれども、比較の数値がありましたらお願いしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） ご質問にお答え申し上げます。

どのくらいの効果と申しますか、以前は自治会が電気代、電気料の半分を負担いただいていたという経緯がございまして、市からすれば、実際、電気料は、検証しましたけれども、半額に落ちています。ただ、自治会分を負担しておるものですから、でも、そういう意味では、電気料は間違いなく半額になっているということで、その分は浮いているということで、経費的には。

〔「数字的にはわかりますか」と呼ぶ者あり〕

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 市の負担となりますと、同じになってしまいますが。そういう状況です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、関連で、その7つ下ですか、大平と藤岡に限られているというご説明を受けたのですが、防犯灯の維持管理事業費ということで、これについてはナトリウム灯ですか、街路灯ですか、LEDとはまた違うというご説明を受けたのです。大平町と藤岡町についてはこの予算がこういうふうになっているということなのですか、これはちょっと素人的で申しわけないのですが、これは将来的に見てLED化にするとかということは考えていないのですか。それとも、できないのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

方向的には間違いなくLED化、省エネを考えて、そういう方向でございまして。ただ、今現状は、例えば大平地域においてはナトリウム灯で、黄色っぽい色の防犯灯でございまして、こちらについては、いろいろ、見ばえ等の問題もありますが、徐々にLED化にしていくべきかなというふうに考えてございます。

藤岡の防犯灯というか、街路灯のイメージなのですが、例えばLEDの防犯灯ですと、1基約2万7,000円程度で交換とか設置ができるイメージでよろしいかと思うのですが、ここでいうところの街路灯は1基40万円とかする大きいものでございまして、LED化の方向は間違いはないのですが、その辺は、道路施設管理の関係もございまして、その辺と調整していきながら、方向的にはLED

Dなのですが、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ちなみに、数はどれくらいなのでしょう。

○委員長（平池紘土君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

先ほどの藤岡地域における、いわゆる道路照明灯については32灯、それと参考までに、大平地域のナトリウム灯につきましては405灯ある状況でございます。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 関連で、白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連で、LED防犯灯ですけれども、関連というのかな。167ページに、下のほうに、防犯灯設置費ということで821万1,000円ほどっておりますけれども、これは何灯ほどを予定しているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 約でございますが、約と申しますのは、小柱をつくと経費がかかったりしてしまうのですが、想定は260灯を想定してございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、新規に設置するというのでよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） そのとおりでございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 防犯灯の設置については自治会を通してというようなことですが、我々のところにも、あそこは暗いからつけてくれとか、そういった要望も出されるわけです。今まで自治会が電気料を半額持っていたから、自治会を通してということだと思っておりますけれども、今度は自治会は負担しないということなので、そういった要望は、自治会を通さなくても、市民が直接持ってきてもいいのではないかなという気はするのですが、そういった点はどのようなのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 一部の市民の方が要望をされた場合には尊重はしますが、基本的にやはり自治会あるいは自治会長名での申請をお願いしたいというふうに考えております。要するに、一部の市民の方からそういう要望はありました。ただ、自治会ではどうなのかという部分で、そういう意思確認もございまして、あくまで自治会単位でお願いできればと考えてございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった、一般市民から要望があった場合、市のほうからその自治会に照会するとか相談するとか、そういうことはやっているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

そのとおりでございまして、基本的に、恐れ入りますが、自治会長さんと相談していただけますかということで、素直にいけばいいのですが、中にはいろんな、人間関係でもめるような場合には間に入ったりとか、その辺までやっております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 今の防犯灯の要望で、自治会ということはまた新たに理解できたわけですが、けれども、例えば、だから、自治会が要請したから、幾らでも無数につけられるということではなくて、やっぱりこの想定予算というのはきっとあると思うのです。その目安なんかを教えていただくとありがたいのですけれども。

○委員長（平池紘土君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

目安というのは特に設けてございません。あくまで自治会の皆様方が、ここは危険なので、つけてくださいと言われれば、それを尊重して、つけるというか、実際申請がございましたら、現地を確認します。ほかに商業灯とかがないのを確認しながらもちろん設置するわけですが、基本的には自治会さんの意向を尊重してまいりたいというふうに考えております。

ついでで申しわけないのですが、設置台数につきましては、今年度補正をお願いして対応したいという経緯がございます。状況をお話ししますと、今年度の頭には、実は当初予算分の要望が既に来ていたのです。当初予算額を上回る補正をお願いした状況だったのですが、今のところちょっと落ちついている状況なので、この額でお願いしている状況です。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 167ページ、やっぱり同じで、ふれあいバス運行事業費ということで、岩舟が合併して1路線増えたのでしたっけ。平成26年度の予算と比べますと、平成26年度の当初予算を見ると2億3,000万円ほどでした。今回、2億7,600万円、全部でなっているのですけれども、1路線増えただけでこのように増えるものなのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

1路線増えたことにより当然増額になってございますが、ほかの路線などの増額を見込みながら、

総合的にこのような金額になっているところでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 去年と比較すると、増えているところもあれば減っているところもあるのですけれども、その補助金の決定というのはどういうふうに行っているのでしょうか。入札とか、そういうことで決定をしているわけでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） もちろん、入札というか、プレゼンで業者を選定しているところがございます、その一番安かった経費を上限としながら必要経費を計上していただいて、そこからいわゆる運賃あるいは場合によっては国庫補助、そういうものを引いた不足額を補助しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 去年と比較して高くなっているところが、市街地循環運行補助、運行ですね、市街地。それと、真名子も高くなっています。金崎も高くなっています。あと、皆川と藤岡もなっておりますけれども、やっぱりこちら辺は、去年の額でやっていけないというか、そういったことが影響しているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 済みませんでした。

ちょっと説明不足というか、金額が上がっている3路線につきましては、国庫補助があったものがなくなったので、その分高くなってございます。例えば真名子、金崎、藤岡については、補助が来年度なくなる状況です。かわりまして、今のところの見込みといたしまして、部屋線、新たな岩舟線については国庫補助が見込まれる状況で、もちろん計上してございます。そういう状況でございます。済みませんでした。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その国庫補助が出る、出ないというのはどういったところで決まってくるわけですか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

国土交通省のほうの補助の要綱に基づいてなのですが、先ほどの3路線につきましてもそうなのですが、来年度見込んでいる部屋線、岩舟線もそうなのですが、とりあえず2年間は、新たなものとか路線変更したものは2年間は補助いただけますが、2年以降については、ある程度の利用状況がないとちょっと補助対象にならないという状況がございます、そういう意味からも利用者増を図りたいというふうを考えてございますが、そういう補助基準に基づいたものでございます。

できればうちは全路線もraitたいのですが、来年度についてはこの2路線だけという状況でございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうですか。利用者の数とかも関係してくるということですね。

そうしますと、いかに利用しやすくするかというところが、国庫補助をもらうというか、財政的にも助かるということで、利用しやすくする工夫というのはどんなふうにも、国庫補助が切られてしまったところに対してどう考えているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

いわゆる、もちろんPRが必要かなと思います。今年度の途中で、前年度に比べまして、新たに加わった岩舟線は当然除きますけれども、1万人近く、まだ少ないですけども、伸びている状況なのです。だんだん周知されてきたのかなということもあるのかと思うのですが。そのほか、一般的なPRのほかにも、現在では、民生委員さんあるいはふれあい相談員さんのご協力をいただいて、訪問しながら直接利用を、ふれあいバス、蔵タクについて利用をお願いしているというか、働きかけをさせていただいている状況でございます。また、今年春に予定されております選挙の際に、バス無料デーと選挙当日を位置づけて、ちょっと利用促進なんかも図っていきたいというふうを考えてございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一般質問でも、シルバーパスとか、そういったのを導入してはどうかという意見も議員から出ていますけれども、高齢者とか、そういったところに対して、もっと費用負担を軽減するとかして利用者を増やすとか、そういったことも考えられると思うのですけれども、そういったことは、一般質問では余りいい答えはなかったようですけども、考えているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 一般質問よりもリップサービスしたいのですけれども、厳しいところがございしますが、スタンス的には、そういう高齢者等に配慮した、比較的安い料金になっていきますよという、一般質問の答弁でもそういうお答えをしたかと思うのですが、さらに……

〔「優遇制度は考えられているのでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 優遇制度というのですか、定期券ではないですけども、そういった、まさにパスですね。その辺、検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、周辺部から中心部に来るには300円、寺尾から来ると300円なのです。

市内の人は100円で間に合うというところがありまして、やはり同じ市民であって、そういう点では不公平感があるのかなという感じはするのですが、全線統一料金にするとか、そういったことも考えていいのではないかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

本当に公平にするのでしたら、本当に、乗った距離に応じた、電車ではないですが、そういうのがいいのかなと思いつつも、委員ご指摘のあった統一料金については今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。今のところ、100円、200円、300円ですが、それなりの距離に乗ったがための差なので、それなりに公平性はあるのかなと思いますが、料金統一については今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 実質、運賃でこのバスを運行しようという考え方ではないと思うのです。福祉的なものがかなり多いということだと思うのです。それで、実際、ふれあいバス運行で使用料というものはどのくらい入ってくるのですか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

平成25年度で申し上げますと、2,786万3,991円でございます。これが金額でございますけれども、運行経費全体に対する運賃の負担割合、それは平成25年度で申し上げますと11.2%の状況です。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、10路線、今ですけれども、年間2,700万円、これを統一しても半額ぐらい、1,500万円ぐらいになるのだと思うのです。統一というか、幾らに統一するかにまよいますが、統一料金、100円にするなら100円。3分の1になっても、1,000万円、2,000万円ぐらいの負担増というか、市がそれだけ支援すれば統一料金も実現するのではないのかなと思うのですが、その点どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

統一料金にできるかどうかといったときに、委員ご指摘のとおり、100円にするか、200円にするか、300円にするかという部分で大分違ってしまおうと思います。200円にしたって、100円にしたって、大したことはないではないかという議論もあるかもしれませんが、やはり全体経費の中に占める自己負担の割合というのは、やっぱり今後も考えていかなければならない部分だというふうには考えてございます。

ちなみに、平成25年度のふれあいバス、100円、200円、300円お支払いいただいているのですが、平均しますと220円ご負担していただいている状況ですので、あるいは意味で200円ならとんとんになるかなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、ここで総務費のほうに関しましては質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時02分）

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

◎発言の訂正

○交通防犯課長（橘 唯弘君） バスの平均運賃、220円と申し上げてしまったのですが、それは蔵タクのほうでございませう。蔵タクは基本300円ですよ。でも、半額の方がいるので、そういう、220円でございませう。バスのほうは平均すると143円ということで、おわびして訂正したいと思います。どうも済みませんでした。143円です。

○委員長（平池紘士君） 説明のとおりでございませうので、ご了承をお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） それでは、引き続き質疑のほうに入りたいと思います。

3款民生費中所管関係部分の質疑に入ります。

予算書は190ページから227ページであります。

永田委員。

○委員（永田武志君） 195ページ、上段から4番目、岩舟健康福祉センター管理運営費、運営状況からお聞かせください。

○委員長（平池紘士君） 入館者の状況とか運営状況についてご質問です。よろしくお願ひします。遊楽々館です。

熊倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 今の質問にお答えしたいと思います。

今現在、宮ビル株式会社のほうで運営を指定管理ということでやっております。中身ですけれども、収入関係で、指定管理料について、平成26年度のちょっと実績を報告したいと思います。1月

未までの実績になるのですけれども、指定管理料が5,381万4,000円で行っております。

それと、収入関係ですと、使用料が1月現在で、入浴施設のほうで1,340万400円上がっています。それと、会議室の収入ということで5万3,300円、あと運動施設等ということで20万3,200円、あと公園施設の利用ということで、そちらが1万6,000円ほど、あとトレーニング施設ということで、中にトレーニング室があるのですが、そちらのほうで377万8,000円ということであります。雑入ということで、自販機関係、その関係で11万9,800円、それと遊楽々館において自主事業ということで毎月やっているのですが、その収入が210万円ほどあります。それで、今現在の収入ですと、6,455万円ということで収入がなっております。

そのうち、歳出関係ですと、人件費等が1,635万4,000円ほどかかっております。施設管理ということで、そちらがもろもろなのですけれども、人件費関係が同じく268万9,264円、清掃関係ということで、9万8,000円、あと保守点検ということで140万8,000円かかっています。警備費ということで39万6,000円、修繕費ということで114万7,000円ほどかかっております。緑地の管理ということで、そちらのほうの人件費が188万6,000円、それと緑地管理の部門ですけれども、その中で174万9,000円ほどかかっておりまして、今現在、支出合計が6,019万5,000円かかっております。以上が1月末現在の歳入歳出になっております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 詳細な説明、ありがとうございました。

この下に、トレーニング機器リース料、これが337万7,000円、これはあくまでも委託料には含まれていない、市で持ち出しの金額ということで解釈してよろしいのですね。

○委員長（平池紘士君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） あくまでも市からのほうのトレーニングの機器リース料として払う金額になっています。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 台数はどのぐらい完備されているのでしょうか。おわかりでしたらお願いします。

○委員長（平池紘士君） 今ご答弁できますか。大丈夫ですか。

熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） ちょっと今資料がないものですから、終わってからでも、わかり次第、途中で報告したいと思います。済みません。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） それと、入浴施設があるということで、これは料金のほうはどのようになっ

ているのですか。まず、県外の方でもオーケーですよとか、また市内の方は幾らで設定になっている、県外の方、市外の方は幾らになっているのか、そこら辺、ちょっとお聞きします。

○委員長（平池紘士君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 入浴施設なのですけれども、一般が1日300円、乳幼児は無料です。小学生が100円、中学、高校生が200円です。それと、障がい者手帳の保持者につきましてが1日200円です。あと、トレーニング室兼機能回復訓練室利用者ということで、それはトレーニングの1回の無料券がついています。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 県外、市外については、差額とかは、そういったものはなしですか。

熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） なしです。済みません。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 201ページ、上段、高齢者健康鍼灸マッサージ、これは扶助費としてなっているのですけれども、これは75歳以上で、今年の4月からの事業ということかと思うのですが、この利用状況をまず教えてください。

○委員長（平池紘士君） 鈴木高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 7月から開始いたしまして、1月末までの請求がこちらに参っております。457枚の利用がされております。人数にしますと、6枚が1つのつづりになっているのですが、2カ月に1枚程度使うという形で、助成券を交付した人数は、252名の方に交付しております。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 今、助成の場合、助成というか、支給する場合、これは手挙げ方式というか、希望者、申請して券をいただくのか、それとも75歳以上には全てオーケーという形をとっているのか、そこら辺を教えてください。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 申請をいただいております。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） それと、マッサージ師、これは限定されているのですか。組織ということで、組織に所属しているマッサージ師であればこの事業に携われるという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 鍼灸、あん摩マッサージ指圧師の資格を持っていらっしゃる、県知事のほうに開設届をされている方のほうに、県のほうに登録がされているところですが、その方

のところから、こういう事業が始まりますので、どうですかということでご案内をして、それで各業者のほうから高齢福祉課のほうに協定を結んでという形でおります。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） そうすると、利用者とはり、きゅう関係のマッサージ師の皆さんの、スムーズに手続はなされているという認識でよろしいわけですね。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 市内の中で、今現在ですと37業者の方が協定をいただいているところですが、助成券をお渡しするときに、この業者でしたら使えますよということでご案内しておりますので、利用者の方と、あと施術業者の方とはスムーズにいつているかと思われま。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） これはかなり皆さん、457枚ということですか、利用もされていて、本当に先進的な取り組みだと思しますので、利用者、そしてマッサージ師のトラブルのないように、またミスのないように今後ご指導いただければと思います。要望です。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 同じページになります。3款1項4目の高齢福祉施設費ということで、長寿園、福寿園、泉寿園の、ちょっとメモがとり切れなかったのですけれども、経費、それぞれここに計上されていまして、どこかのところで何か受水槽の修理とかというのを聞いた覚えがあるのですけれども、これはどちらを指しているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 栃木地域にあります福寿園という老人福祉センターの受水槽がありまして、施設ができました平成8年に設置されたところなのですが、その受水槽のほうは数年前から漏れるということで、平成25年のときにはとりあえず補強というか、修理したのですが、やはりその後も漏れるということなので、入れかえという形になります。そのために、その受水槽の更新の工事に1,275万5,000円かかるということになっております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 感覚的に、では経年劣化というような感覚でよろしいのでしょうか、それは。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 長年使っているために、やはり劣化したということです。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、ほかの2園、長寿園と泉寿園に対しましても、そういう経年的なもの、劣化だとして、懸念されるなというのがすぐ思い浮かぶわけなのですけれども、こういうのは定期的に年次点検であり、また壊れなくても10年たったら交換するとか、そういうところ

ろへ反映していったいければいいのかなと私は思ったのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 委員おっしゃるとおり、ほかの施設もかなり古い施設になっておりますので、同じように受水槽が更新が必要な部分もあるかと思われまますので、指定管理者とも連携しながら、ちょっと点検などもしていきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ぜひその方向でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

永田委員。

○委員（永田武志君） 209ページ、下から2番目なのですが、母子生活支援福祉施設措置委託料、説明ではDV関係という説明があったのですが、まずこの場所と、どのような施設なのか、ちょっと教えてください。施設名。

○委員長（平池紘士君） 小林こども課長。

○こども課長（小林和彦君） お答えいたします。

県内の主な施設としては、宇都宮市にありますわかくさというところ。あと、足利市にありますさわらごハイム足利、それと那須烏山市にあります烏山母子寮、この3つであります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 栃木市にはないのですが、今後何とか確保できる見通しはあるのでしょうか。利用者にとっては、近いほうがよろしいかなと思うのですが。

○委員長（平池紘士君） 小林こども課長。

○こども課長（小林和彦君） 3カ所の施設の中で、それぞれ20世帯の収容があります。その中でも、それぞれ、今のところあきがあるような状態ですので、それ以上につくるという予定が見通せない状況であります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 土曜日とか、土日、祭日、まして夜、お母さんなり子供さんたちがどうしても危険を感じて家を出なくてはならない、そういったときの対応というのは、この3カ所は即できるのでしょうか。警察は1泊でも帰されてしまうというわけで、そういったケースになった場合に、市はもちろん、土日、祭日は職員もおりませんし、日直はいるかと思うのですけれども、こういった対応ができない。そこら辺、どのように考えているのか。公園で野宿というケースも数件あったという話も以前聞いておりますので、そこら辺、どんな対応を考えているのでしょうか。それとも、この3施設はそういった緊急時でも受け入れがオーケーなのかお伺いします。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 24時間対応しております。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 197ページの障がい者在宅生活支援委託事業費のことなのですが、その下に手話通訳謝礼というのが去年よりも減っているのですが、これは手話通訳の方をお呼びする機会が少なくなったと解釈してよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） こちらの手話通訳者等の謝礼でございますが、主には病院等にかかる際に、お医者さんの意見を確認するときに手話通訳を介しましてかかる、また各種講座等がある場合にかかる等々でございますが、来年度に関しましては、実績に基づいて件数は積算させていただいているところでございますが、必要なものに関しては、必要な、障がいをお持ちの方、そういった利用に関して全て賄うようなところで積算してございます。

○委員長（平池紘士君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） わかりました。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 217ページをお願いします。

下から4事業目、ぬまわだ、大平東保育園解体事業費、これは両園とも土地の所有者は市でよろしいのでしょうか、それとも借地なのでしょうか、お伺いします。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 両園とも市の所有ということでございます。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） いずれ、解体工事が終わりますと更地になります。その後の利用計画というのは、現段階ではどうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） まず、ぬまわだ保育園につきましては、解体をいたしまして、隣接する県の児童相談所の敷地ということで活用するという方向で進んでおります。

それから、大平東保育園につきましては、解体後の利用というのは、特に現時点ではまだ決定していないというところでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 191ページ、人権同和対策ですけれども、人権同和対策関係で隣保館管理費まで入れれば5事業ぐらいあるわけです。同和対策については、もう法律的にはなくなったという

ことであります。団体への活動補助金というのがありますけれども、まずどういった団体に補助を出しているのか、まず最初に伺いたいと思います。

○委員長（平池紘土君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） お答え申し上げます。

人権同和対策補助金につきましては、部落解放同盟栃木市協議会に284万4,000円、部落解放愛する会栃木市協議会に101万6,000円であります。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 去年と比較しますと、去年は260万円ぐらいでしたか、去年の予算書を見ますと、386万円になっているわけですが、増えているわけですが、この理由は何なのでしょう。

○委員長（平池紘土君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） お答え申し上げます。

平成26年度と比較しまして増額というわけではありません。岩舟町の合併がありまして、岩舟町もそれぞれ2団体、協議会がありましたので、それを合算して、平成26年度、平成27年度も同額になっております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 同和対策は法律的にはもうないので、こういう補助金というのはなくしていく方向だと思うのですが、その点はどうなのでしょう。

○委員長（平池紘土君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、同和対策事業につきましては、平成14年まで33年間にわたって実施されてきました。そして、その間ですが、同和地区の住環境が大きく改善されたことを踏まえまして、特別対策は終結することになりました。しかしながら、教育や就業、生活面においては大きな改善が見られつつも、残念ながら、差別意識、心の問題なのですが、依然として存在しまして、解決されておりません。そのため、特別対策が廃止された後も一般施策の中で残された課題の取り組みをする必要があります。

なお、運動団体におきましては、主に同和問題の解決を目的に活動しておりますが、数年前から、障がい者、高齢者、女性に対する差別などさまざまな人権問題にも積極的に取り組んでいることから、本市の人権教育、啓発に関する施策を進める上で連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君）　そういうふうには運動の方向も変わってきているという点でいえば、もう同和という言葉もなくしていいのではないかなという感じはいたします。

それと、人権同和对策委託費の委託料というのはどこに委託しているのですか。

○委員長（平池紘士君）　木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君）　委託費のほうのちょっと内訳としましては、先ほどお答えした2団体、部落解放同盟栃木市協議会に709万5,000円、部落解放愛する会栃木市協議会に247万7,000円、それとNPO法人人権センターとちぎに80万円であります。なお、この予算額についても平成26年度と同額になっております。

以上です。

○委員長（平池紘士君）　白石委員。

○委員（白石幹男君）　あと、その下の隣保館相談事業費というのは、大体、1人の臨時職員がいるようですけれども、その相談件数というのはどの程度あるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君）　木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君）　お答え申し上げます。

相談件数といたしましては、臨時職員と申しまして、教員の免許を持っている方を採用いたしまして、1年間を通して毎日というか、相談があれば相談業務を行っています。平成25年度の職員の部分の件数ですけれども、大平隣保館に在駐しまして、年間を通して56件、相談を受けました。

以上です。

○委員長（平池紘士君）　白石委員。

○委員（白石幹男君）　これは、そういう同和、差別、人権に対する相談というか、そういうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君）　木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君）　特に同和ということではなくて、生活面での一応困っている面ですとか、市民の方が、困り事相談と言ったら簡単なお言葉になってしまいますけれども、何かでちょっと困っていること全般について相談を受けています。

以上です。

○委員長（平池紘士君）　白石委員。

○委員（白石幹男君）　市民生活相談というのは別のところでもやっておりますし、そういった点では、年間56件ということであると、そういった市民生活相談の相談員を増やして、そういうところにも対応するというような形でもいいのかなという感じはいたしますけれども、どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君）　木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君）　相談自体は56件ということで、少ないのですか、ちょっ

と件数的にはどうかと思いますけれども、それだけではなくて、いろんな啓発業務も、職員ともども、一緒に年間を通してお願いしている状況ですので、それらをちょっと考慮して、1名分ということ採用しております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 同和対策はもう終わっているということで、こういう経費はなくしていくという方向でお願いしたいと思います。

それと、次の193ページで、先ほど補正のところでもちょっと触れましたけれども、大平健康福祉センターゆうゆうプラザ、これは指定管理料が昨年と比べて大幅に増えているわけですが、これはどういう理由でしょうか。

○委員長（平池紘士君） 野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） では、白石委員のご質問にお答えをいたします。

幾つか理由はございます。まず、歳入の部分でございますが、この後ご審議いただきますが、自動販売機収入が市の歳入へと直接入るため、その分がゼロと見込んでございます。また、歳出のほうにおきましては、来客者への対応への従業員の増や燃料費、光熱水費の増額、またトレーニング事業で使用する機器のリース代等を見込んでおまして、差額がこのような形で増額になったというものでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 去年の予算を見ますと、当初予算3,900万円、今、さっき補正で二百幾つありましたから、4,200万円程度でしょうか。それが7,329万円ということで、3,000万円ぐらい増えているわけです。これだけ増えるというのは、燃料が上がった、そういった理由があるにしても、ちょっと増え過ぎではないかなという感じがするのですけれども、そうした、指定するに当たって、こういったことで指定したのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） 確かにこれだけの差額が出るような形になってしましまして、先ほどもお話ししましたように、歳入の部分の減額部分、入館料につきましても、高齢者が増えれば増えるほど少なく、若干ですが、経るという部分と、また自販機の部分が300万円近くの減額になっております。それで、収入の部分では970万円ほどの、平成26年度の計画値からしますと減額が見込まれるようなところでございます。

歳出の部分につきましましては、トレーニング業務の中での機器のリースが、ちょうど市が今までリースしていたところを、今度は全部、指定管理者の自主事業ということで行っていただいております。そのリース料のつけかえの部分など、また燃料費が、繰り返しますが、1,000万円近くになっております。また、トレーニング業務等委託料等のことを全部含めると、このような差額に

なってしまったというものでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは12月議会で、いすゞビルメンテナンスでしたっけ、指定しているわけですが、指定する作業というのはここではないのですよね、総務がやっているわけですね。そこら辺との、指定するに当たって、指定管理料を含めて連絡調整というか、そういうのは行っているわけですか。

○委員長（平池紘士君） 野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） おっしゃるとおり、もちろんでございます。健康福祉課だけでは決められるものではございませんし、市のほうの募集要領というものがございまして、それにのっとって計画をし、また財政とのほうの相談をした上での入札値となったものでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） いろいろな、値上げというか、管理料が値上がるという理由があるようですが、もともと指定管理者制度というのは、効率的な運営というか、指定管理者は自主的な事業を行って、その施設でもうけると言っただけであれなのですけれども、そういったことが目的で導入されたわけで、ぜひそういった点ではもっときっちりやっていただきたいなど。3,000万円近く増えるということは、どうも、大変なことでありまして、そこら辺はきっちりやっていただきたい。

それと、議会にもこの間、指定管理者制度の導入指針というのが説明があったわけですが、議会に対しては指定だけ、ときは議決しますけれども、その後の指定管理者の状況とか、そういうのは一切、なかなか入ってこないわけで、そういった点でも、ぜひ議会に対しても、そういう指定管理者の状況というのですか、そういうのは報告を願いたいと思うのですけれども、その点、これは部長なのかね、に答弁していただきたいのですけれども。

○委員長（平池紘士君） 大丈夫ですか。

野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） 白石委員のお考えも重々わかる、その点につきましては、総務課または議会事務局等とも相談をして進めてまいりたいと考えております。よろしゅうございますか。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 195ページの福祉タクシー助成事業費、今回予算が増えて、12枚から24枚になったということで、よろしいのですけれども、岩舟はどうだったのでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 岩舟地域に関しましては、本年4月から統合ということになるわけですが、本年度に関しましては、障がい者、高齢者等に年間48枚ということで、来年度に関しては、24枚ということですので、半減ということですが、対象者に関しましては、今回、現在の栃木市のやり方が、65歳ですか、の高齢者に関しては月4回以上の通院歴があった場合は交付するというようなことで、岩舟地域に関しましては80歳以上の方を対象としていましたということで、その部分は、対象者に関しては、岩舟地域の方に関してはより広く対象を見込んだところでございます。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 合併で、今まで48枚、年齢は下がったとはいえ、岩舟はなっていたわけで、そこら辺の話し合いというのは合併協議の中で十分に行われてきたのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 合併協議、合併後再編ということで本年度検討してまいったところでございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、本年度そういった話し合いをして、来年度からは統一して24枚になったのですけれども、これを決めるに当たっては、岩舟地域の人たちの意見というか、十分聞いた上でのことで決めたということではよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 今回の統一的な案に関しましては、岩舟の地域協議会においてご説明、ご案内申し上げ、また民生委員さんの会議等、また自治会の会議等におきましても説明させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 来年度から岩舟は半分になるということで、対象者の方には十分周知をする、そういったことが必要だと思うのですけれども、その点は大丈夫なのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 今回の見直しに当たりまして、2月20日号の広報紙においてご案内させていただいたところでございます。岩舟地域に関しましても、全て、栃木市の広報ということで、全世帯に周知を図っているところでございます。そういったところだと、団体、先ほど申し上げました民生委員さんなり、あと自治会等なりにもご説明申し上げて、十分ご周知を図ってまいってきたところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今度、207ページ、民間の保育園、フォレストキッズができるわけです。こ

れは、ぬまわだと大平東が統合して民間保育園になるということで、現在ぬまわだと大平東にいる人たち、子供たちですか、そういった保護者との間では、その移行措置というのですか、それは十分図られているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 両保育園につきましては、新しい保育園に移行するというので、まず移行の希望調査等も行いながら、異動の希望を尊重してきたというところであります。また、保護者に対しても説明会等を開きまして、円滑な移行ができるようにということで周知をしてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今度新しくなるということで、今までの2園の園児たちというのですか、これはどのくらいフォレストキッズに行く予定なのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 定員が110人ということになっているのでございますけれども、ちょっと今、細かい数字は後で出させていただきたいと思いますが、全部ではなく、一部ほかの保育園にという希望もございましたので、フォレストキッズのほうに移行したいという方については、全部フォレストキッズのほうに移行していただいております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 民間よりも公立がいいという方もいるというふうに聞いています。そういった、別の公立保育園に行きたいという、そういう希望者に対しては十分、希望どおりになっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） できるだけ希望に沿うような形で対応してきたところですが、100%、第1希望のところというところには結果的にはならなかった部分はございます。ただ、なるべく希望される場所、第2希望、第3希望を含めて、希望される場所には移っていただけたというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） としますと、年度当初には混乱はないというふうに見てよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 市としましては、混乱なく移行していただけるというふうに考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 子供たちの環境も変わりますので、そういった点では十分配慮していただき

たいなと思います。

別のところでよろしいですか。保育環境へ行きますか。215ページですけれども、これは公立の保育ということですね。公立の保育園、全体的に保育所共通管理運営費というところで聞けばよろしいのでしょうか。いつも聞いていることですが、正規保育士、あとは非正規の嘱託、臨時、その人数はどのようになっていますでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 職員の人件費につきましては、保育所で正規職員が96人ということになってございますが、そのほかの嘱託、臨時ということで、120名程度おります。これについても、嘱託、臨時が多いということではございますが、それぞれ資格を持っているところでございますので、きちんとした保育はそ中でしていきたいということで考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 正規、非正規ですと、実際働く内容は同じですね。全然処遇が違ってしまふということで、これは全国的にもそういったことになっていますけれども、非正規の職員を正規職員にしていくということが今後求められていると思いますけれども、その点はどのように考えていますでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 確かに正規職員と非正規職員という中では、非正規職員が多いというところもありまして、正規職員を増やしたいというのは保育課としても感じているところではあります。市として採用というところで、職員課等その辺の考えもございまして、保育課としてはその辺は要望を続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 生活保護、223ページ、ここの生活保護運営対策事業費というところで、社会保障・税番号導入に係るシステム改修委託料というのが出ているわけですが、これはどういった内容なのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 横尾生活福祉課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） お答えを申し上げます。

今年度の補正予算で、マイナンバーに対する対応ということで補正予算をとらせていただきました。また、来年度についても、生活保護については、住民票がないと生活保護を受けられないというようなことではないのですけれども、やはりダブルで生活保護を、違う福祉事務所のほうで受けていたというようなこともありますので、それらに対応するようなシステムの構築に向けて、来年度システムの改修を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） マイナンバー制度については、いろいろまだ異論が出されているようなので

すけれども、これは政府のほうの考えですと、もうこれは導入するというふうに決まっていたのでしたっけ。

○委員長（平池紘士君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 来年の10月から導入されるというふうに聞いております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 来年というのは、平成28年の10月と、今年。

○委員長（平池紘士君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 済みません、今年の10月からということになります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、それに対応する形で予算をとったということによろしいですね。わかりました。

それと、225ページですけれども、これは生活保護支給費ですけれども、全体的に平成26年度よりも増えていますけれども、今現在の保護世帯の状況をまず伺っていきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 直近の数字、1月末の数字になります。被保護世帯は1,109世帯、被保護人員は1,469名となっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この数字は年々増えているということによろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 合併を繰り返しますので、なかなか栃木市自体ということでは推計はできないのですけれども、今年度、4月当初の世帯数ですと、旧岩舟町を含めた数字で申し上げますと、1,082世帯、被保護者が1,439名ということでございますので、今年度も30世帯弱ですか、伸びているところでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） なかなか厳しい生活状況というか、市民の生活状況を反映していると思うのですけれども、こうしたことに対して、今度は自立支援というのが、223ページ、生活困窮者自立支援事業、生活保護世帯になる前の対策というのが出ているわけですけれども、こういった取り組みが重要だと思いますが、来年度はどんな感じで対策をやろうとしているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 今年度は、モデル事業で自立相談支援事業と学習支援事業、2つの事業に取り組んでいるところでございます。

来年度は、今年度行った相談支援事業の中で、やはり生活困窮に陥る状況を相談員のほうで分析をしますと、家計の収入と支出のバランスが非常に悪い世帯が多いというようなことがありますの

で、来年度は、今年度の2つに加えまして、家計相談支援事業を新たに導入して、困窮者の支援に当たっていきたいというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 済みません。

先ほど白石委員の質問の中で、フォレストキッズ保育園のほうに移行を何人ぐらいしたのかというお話がありまして、後でというお話をさせていただきました。ぬまわだ保育園、大平東保育園を合わせて、ゼロ歳から4歳、5歳の方は卒園ということですので、在籍が85人おりまして、そのうちフォレストキッズへの移籍が70人ということでございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 先ほどの永田委員の質問に対してお答えしたいと思います。

遊楽々館のトレーニングの台数ですか、そちらの質問が出たと思うのですが、全部で27台あります。その中には、トレーニングのバイク関係、あと脂肪計、血圧計、体重計、そういうもろもろで27台の台数という形になっています。

以上です。済みません。

○委員長（平池紘士君） 質疑はありませんか、改めて。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） それでは、ないようですので、次に移ります。

4款衛生費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は228ページから245ページであります。

永田委員。

○委員（永田武志君） 229ページの一番下です。地域医療対策基金積立金、基金残高を教えてください。

○委員長（平池紘士君） 福原地域医療対策室長。

○地域医療対策室長（福原 誠君） 平成25年度末で14億2,031万8,305円でございます。今年度末ですと、約5億円の見込みでございます。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ありがとうございます。

これは、いつまで積み立てる予定なのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 福原室長。

○地域医療対策室長（福原 誠君） 基金については、平成23年度から5年間の計画でして、来年度

が最後の積み立てということになります。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 237ページ、上から2段目ですか、水質調査事業費、これはオール栃木で何カ所ぐらいあるのか、まずお伺いいたします。

○委員長（平池紘士君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） お答え申し上げます。

水質調査事業費ですね。まず、3つ水質検査がございます。河川水質検査事業費が1つございます。それと、巴波川流入支川水質検査事業費、それと地下水水質検査事業費と3つあります。河川水質検査事業費につきましては、河川水質検査事業費では、市内で27カ所ございます。巴波川流入支川につきましては、15地点です。地下水水質検査事業費につきましては、21カ所でございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 地下水の21カ所、もし異常があった場合、その措置、これは全て委託料に含まれているのですか、それとも別費用になるのですか、教えてください。検査結果によつての改善するための措置の出費です。これは委託料に含まれているのか、別会計なのか教えてください。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

別になります。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） これは全て、大体年間1回ということで、解釈でよろしいですか。それとも、複数の検査、調査があるのでしょうか。この3カ所、3種類です。河川、巴波流水、そして地下水。わかりましたら結構です。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

河川水質検査事業費につきましては、年に4回実施しております。巴波川流入支川水質検査、それと地下水水質検査事業につきましては、年に1度でございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 237ページの公害対策費（栃木）、自動車騒音常時監視業務委託料というのがあるのですけれども、委託料として栃木地区だけがのっているのですけれども、決まった場所でどういうふうに監視されているのか教えてください。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 自動車の騒音の常時監視なのですが、まず栃木市で110路線ございます。それを5年間のローテーションで行います。5つに分けて行います。全市的に行います。ですから、栃木全域になっております。それで、測定地点につきましては、1日の通過台数、それが1万台を超えた地点を行っております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 1万台を超えた地域についての対策というのはあるのですか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 対策ですが、その後、道路の環境整備とか、そちらに役立ててまいります。

○委員長（平池紘士君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） ありがとうございます。

○委員長（平池紘士君） 関連で、福田委員。

○委員（福田裕司君） 関連質問させていただきたいと思います。

これは、説明だと県からの委託業務というふうにお聞きしていて、小久保委員、私も勉強不足なのですけれども、要するに、これの結果とか実績というのはなかなか見えてこないのですよね、我々のところにも。だから、今1万台を超える場所で測定しているよというのは何となくわかっているのですけれども、その測定した結果とか実績のPRなり公表なりというのはどのようにされているのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

まず、結果につきましては、栃木県のほうに報告をまずいたします。ホームページ、また広報とちぎ等に自動車騒音の結果について今後載せていきたいと考えております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） やっぱり経費を計上してしましてこういう事業をやっているということは、例えば騒音が著しく激しいところとかがわかったら、やっぱり対策形に入ると思うのです。多分、市民の方ってそこを願っていて、こういうところにお金をかけているのではないかなと私は理解しているところなのですけれども、今後やりますはいいのですけれども。だから、本当にうるさくてしょうがないという、仮に市民からのそういうお声がかかったときの対応なんかは、どういうふうな対応をするのかなというのがちょっとわからないのですよね、この事業の。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 一般的な騒音の苦情に近い話になってきますが、我々、騒音の測定器を持っています。苦情があった、例えば工場の騒音とか、そういったところでは、私どもではかりま

して、基準を超えているということであれば指導しております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） この項目は、あくまでも自動車騒音常時監視業務なのです。だから、工場の今ご説明を受けたわけですけれども、そうではなくて、実際に自動車の、そういう測定値が超えてしまったところの対策なんかはどんなことをしているのかなというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 対策なのですが、前回もちょっとお答えしたかと思うのですけれども、まずは、周辺住民の方にそれなりに迷惑がかかっていると思います。その点について、チラシなり、その辺は配布などをしたり、PRはしていきたいなどは考えております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） いや、私が思っているのは、例えば、では道路が傷んでくるから、そういう騒音につながってしまうとか、だから道路を直しますとか防護壁をつくるとか、そういうイメージをしていたのですけれども、そういうのとはまた違うのでしょうか。だから、これははかるだけだったらやる意味がないと思うのです。はかって、結果が出て対策形に持っていくための予算ではないかなと思いますので、そののところを聞きたかったのです。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 済みません、説明不足で申しわけございません。

結果を栃木県のほうに、先ほども言いましたけれども、上げます。それで、県のほうで、道路の関係とか道路の事情、例えば常に渋滞、慢性的に渋滞をしているということであれば、将来的な話になりますが、新たな道路、そういったことにつなげていくという形になってまいります。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 243ページで、ごみ委託収集事業費というのは、合併前の旧地域ごとに出ていますけれども、ここら辺の委託料というのはどういうふうに決めているわけでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

例えば燃やすごみの収集とか運搬業務の委託の設計をいたします。項目でいいますと、人件費とか法定福利費、福利厚生、車両費、収集費などです。それで積算根拠を出します。ごみの種類によって、それぞれ、紙とか不燃ごみという形で委託の設計をいたします。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、各地域、同じ積算のやり方でやっているということによろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

各地域、同じでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 例えば藤岡は6,795万3,000円ですよね。岩舟は4,462万1,000円ということで、大体人口的には同じような規模ではないかなと私は思っていますけれども、これだけの差が出ているというのはどういう理由なのかなと思いますけれども、どういうことなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 差額について、大丈夫ですか。

金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 済みません。

まず、燃やすごみにつきまして、栃木地域として平たく出しております。それで、紙類とか不燃ごみとか、各収集業者に対して、まず積算の根拠を出してもらっております。それで、ばらつきがちょっと出ているかなと思ったのですが。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 市のほうで積算するのではなくて、業者のほうで積算するということなのですか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 当初、業者のほうから積算費用を出してもらっております。その後、私どものほうで検討しております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどは藤岡と岩舟では大分違うのではないかと質問をしたのですけれども、ここら辺の積算の、なぜ違ってきているのかなというのをちょっと聞きたいのですけれども。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 済みません。申しわけございません。

地域によって、距離とか、現在のところ、収集回数が、今の統一を図っておりますが、収集回数も違いますので、金額のばらつきがちょっと出ております。済みませんでした。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ここら辺は統一、岩舟と藤岡では北部清掃工場まで持ってくるのは同じ距離ぐらいだと思いますし、そういった点では、もっと透明性のある何かやり方があるのではないかなと、その決め方を、大体同じぐらいの数値にするというようなことが必要なのではないかなと思

ますけれども、その点どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 現在、一般廃棄物のごみ処理基本計画の中で収集回数、平成26年度、平成27年度の2カ年で一般廃棄物のごみ処理基本計画を策定しているのですが、その初年度、つまり今年度において収集回数の統一に向けて検討しております。それができてきますと、委員おっしゃるような形になってくると思います。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、平成27年度、平成28年度でそういった基本計画をつくって、料金というか、委託料についても、透明性というか、納得できるような状況になるということでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） そのとおりでございます。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 241ページ、上から3段目です。不法投棄監視事業費、まず栃木全域の監視員、何名ぐらいおられるのか、お願いします。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

14名です。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 全部で14名ということですか。6地域ありますよね、旧1市5町。それで14名しかおらないということですか。18から20いるのかなという、想定していたのですが。もう一回確認願います。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 済みません。失礼しました。

下がります。12名です。

内訳を言います。栃木地域が2名です、旧栃木が2名。大平が2名です。藤岡も2名です。都賀、西方が1名です。現在、岩舟は4名なのですが、2人1組で交代で回っています。そういった意味での4人なのですが。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 大平は3名やられて、ローテーションを組んでいるのかな、2人体制というのはわかっていたのですがけれども、トータルでそれだけ少ない。これは、週何回とか、週3回だとしたら、その1回は何時間かけて旧地区を一周するとか、エリアを決めているとか、そういったパ

トロール回数をお願いします。地区によっては異なると思うのですが、大まかな説明で結構でございます。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

栃木が週5日、大平が週3日です。藤岡が週2日から3日となっておりますが、都賀、西方が週に5日です。岩舟が週1日から2日という形になっております。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） そうすると、ばらつきが今お答えですとあるわけですが、いずれは統一を図っていくのかなと、ごみ収集と同じようにパトロール回数も、もちろん面積は違いますけれども、ある程度回数は均一にしていくべきだと思うのですけれども。

そうすると、これだけの少ない人数で、2人ということは、大平の場合は2人乗りで巡回しているのですよね。そうすると、2回、3回というと、1日大体どのぐらいの勤務になるのですか。週1回として、1日のパトロール時間というのはどのように定義されているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 時間で申し上げますと、午前9時から午後の3時まででございます。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） はい、わかりました。

このパトロールした結果、作業日報なり、当然義務づけていると思うのですけれども、パトロール監視員のパトロール結果を日報なり出していると思うのですけれども、それをどのように改善に向けて担当課としては進めているのか、そこが一番大事だと思うのです。ただあるだけでは意味はないし、そこら辺、わかりましたら教えてください。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

パトロールで、例えば河川敷で不法投棄があったと報告がございますよね。例えばその箇所について重点的にパトロール、また啓発用の看板、あとは不法投棄されたものについて証拠があるかどうか、中身の確認はもちろんなのですが、そういったことで再発防止に努めております。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） では、巡回というのではなくて、異常があったところを重点的に収集なり再発防止の検討なりをしている業務ということでもいいのですか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 巡回もしますし、不法投棄の多い箇所については重点的に回るという話です。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 要望になるのですが、2名はちょっと少ないかなと思うのです。1名が、2名体制でやっているとなると、1人が病欠なり、不都合がついたときは1人ということで、人件費削減の折、いろいろありますでしょうけれども、環境問題でも今大事な時期でございますので、できたら増員ということも考えてみてください。要望です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、ここで4款の衛生費の所管関係部分の質疑は終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 3時30分）

○委員長（平池紘士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時40分）

○委員長（平池紘士君） ここで、金子環境課長のほうから発言の申し出がありますので、これを許します。

金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 済みません。先ほどのごみの関係の設計の質問が出たかと思うのですが、その点のちょっと修正です。

最初に、市のほうで設計費を組みます。それで、業者のほうから設計を徴します。それで、適正かどうかを出して、それでそれを適用するという形です。

以上です。

○委員長（平池紘士君） そちらの説明のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、次の質疑に入ります。

10款教育費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書のほうは、324ページから343ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） それでは、ないようですので、歳出各款ごとの質疑を以上で終了いたします。

続きまして、歳入及び債務負担行為の所管関係部分を一括した質疑に入ります。

歳入につきましては、66ページから139ページであります。また、債務負担行為は9ページ、10ページであります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 133ページになります。中ほどの資源有価物売却代ということで、6,000万円ほどあるのですけれども、これの中身ってどういうものなののでしょうか、教えてください。

○委員長（平池紘士君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

資源有価物売却代につきましては、とちぎクリーンプラザに搬入されました資源ごみ、こちらの選別を行った後、金属、アルミ缶ですとかスチール缶などの有価物の売却代でございます。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今は資源有価物売却代ですか、それでお聞きしたのですけれども、その上に回収資源物売払収入というのがありますよね。上段に。それがまた各地区であるのです。西方、岩舟、大平とかあって。これは、段ボールとか古新聞とか、そういう意味合いでよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

済みません。こちらの、今のお話ですが、紙類の売却代、委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

歳入及び債務負担行為もよろしいですか。大丈夫ですか。確認しますけれども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、この民生常任委員会の部分について反対の立場で討論いたします。

まず、市民の置かれている、この民生は、市民の生活を守るという点で一番重要な部署だと思います。そういった点で、大変重要な部分でありますけれども、今政府のほうでは、消費税を8%に上げる、また年金のほうも、マクロ経済スライドという形で実質的に年金が減っていく、そういう状況の中であって、市民、特に高齢者は大変な状況にあります。そういった点では、この民生費が十分有効に使われているかという、使われていない部分が多くあると思います。

特に総務費では、先ほど言いましたように、同和対策はもう終わっているにもかかわらず、まだ十分な予算をとっている、この部分については削減していくことを要求しておきたいと思います。

また、民生費のほうでは、保育関係、今度子ども・子育て支援新制度になりますけれども、公立保育所の中においては非正規が120人の保育士が働いているということで、こういった点は、保育の質という点でも大変問題があると思いますし、今国でも大きく問題になっているのは、非正規が増えて大変貧困が広がっているという状況の中であって、自治体としてはそういったところをつく

り出さない、その際、守っていくというのですか、そういう立場でやらないといけないと思うので
す。ですから、そういった、保育士については正規職員を採用して、保育の質の点でも公的責任を
果たしていただきたいと思います。

そのほかいろいろありますけれども、あとは最終日にきちっと討論をしていきたいと思います。

以上の点から、反対討論といたします。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	増山敬之	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	天谷浩明
		永田武志	福田裕司			
〕	反 対	白石幹男				

○委員長（平池紘士君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第18、議案第2号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計予
算を議題といたします。

なお、各特別会計予算につきましても、一般会計予算同様、既に説明は済んでおりますので、本
委員会においての説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思います。これに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 国保については、国保税が上がったということで、そこら辺をちょっと歳入
のほうから聞いていきたいと思います。

412ページですけれども、一般の被保険者国民健康保険税が6億4,700万円ほどに、前年度から比べて増えていますが、市民の負担増というのはどのくらいに、1人当たり、1世帯当たり、いろんな比較があるわけですが、1人当たり、とりあえずどのくらいになるわけでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 1人当たりの負担額でございますが、約11万800円になっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この11万800円というのは、値上げ前と比べてどの程度の負担増になるわけでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 保険税全体で、平成26年に対して約17%のアップとなっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 17%アップして11万800円ということで、では平成26年度は幾らだったのか、その差額というのはどの程度なのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 済みません。

平成26年度の数字がちょっと今ないものですから、調べまして、後ほどご報告したいと思います。

○委員長（平池紘士君） お願いします。

白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、収納率ですけれども、この間の説明ですと、89.1%でしたか、現年課税がというような説明がありましたけれども、今年の予算を見ると、ちょっと収納率はよく見込んでいるわけですが、保険税が上がって、この収納率を達成するというのはなかなか大変な状況だと思うのですが、この点はどう考えているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 収納率につきましては、平成25年の実績ですと、一般の医療分ですと88.7%です。今回の予算の中では、収納率を89.1%ということで、0.4%ほど上げております。

ただ、今現在の国保のほうの特会の状況を見ますと、どうしても、頑張った中で、大変なことはわかっています。ただ、幾らかでも保険税率を上げていかないと特会自体が大変なことになってしまいますので、そういう部分も含めて、今回89.1%ということで設定させていただいております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 平成25年度実績が88.7%ということで、それよりも0.4%ほど上げようということですが、全国的に今、逆にかなりきつい取り立てとか差し押さえとかが問題になっていまして、栃木市ではそういったことをやらないでほしいということですが、これまでそう

いった差し押さえとか、そういったのは何件ぐらいやっているわけですか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） すぐに資料が出ないものですから、ちょっと調べまして、ご報告させていただきたいと思います。済みません。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 決算のほうでそういった点はちょっとやっていきたいと思います。

なかなか厳しい状況ですけれども、では歳出のほうでちょっと聞いていきたいと思います。452ページです。

共同事業拠出金ということですが、来年度から保険財政共同安定化という事業の拠出金が1円からということですが、平成26年度の予算と比較しても、ほとんど、余り変わっていない、1円からということだと増えるのかなというふうに見ていたのですが、これはどういう状況なのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 本年度の予算計上時において、まだ保険財政、こちらのほうの共同事業が中身がよくわかっていなかったものから、今回、来年度初めて実施されるものから、その方向、金額、ある程度のもので出てきた中で補正予算において対応していきたいと考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 実際は、その拠出金をどうするかということが、まだルールというのかな、その拠出金の出し方というのが、まだ検討の、調整というか、そういうのができていないということなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 今現在ですと、平成25年度の実績に基づいてシミュレーションはさせていただきます。そのシミュレーションでいきますと、拠出金のほうにつきましては大幅に上がりまして、平成25年実績でいきますと約41億円ぐらいの拠出金になるという形になります。それらに見合う、今度は交付金、収入のほうについては約42億円ぐらいの見込みになるというシミュレーションになっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 拠出金については、いろいろ出し方があるみたいですよ、被保険者割とか所得割とか。これは、県のほうではまだ定まっていないということなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） こちらのほう、シミュレーションでやっておりますので、県のほう、ある程度はなっているのかと思うのですが、まだ私どものほうに対して、こちらのほうのちょっと

説明、資料等がないものですから、ちょっと中身については詳しくはわかってはいない状況になっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） シミュレーションのほうですと、41億円拠出して、逆に収入ということで42億円ということで、1億円ほど栃木市は増えるというシミュレーションですけれども、一般質問でも国保の都道府県化ということで質問をしましたがけれども、いろんな問題があると思うのですが、この都道府県化についてはどのような問題意識を持っているのか伺いたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） まず、一番私どものほうで関心を持っていますのは保険税の取り扱いです。今現在、方向性としては大体決まっておりますが、分賦金方式ということで、県のほうでそれぞれの市町村の医療費の状況とか所得の状況等を勘案して、幾ら必要だから、納めてくださいということで市のほうに来ます。その市のほうに来たものに対して、今度は市のほうでそれを賄うだけの保険税率を設定して、それで徴収をして、それを納めるということになりますので、現実的には変わっていないような状況になってしまうわけです。県が保険者で、市と一緒にありますので。その場合に、今度は県のほうで出してきたものと今現在のほうの私どもの税率とか、余りにも乖離があった場合、それは問題になってしまうのかなと。そこの部分については、私どものほうとすると、県のほうには、少数派になってしまいますけれども、栃木県が保険者となるのであるから、近隣市町村との乖離があるというもおかしい話になりますので、その平準化を進める方向でやっていただきたいということでは要望はしております。

あと、事務関係になりますけれども、基本的に、一つ、今度は県が入るということで、事務処理に時間がかかってしまうのではないかという危惧はしております。ただ、こちらのほうについても、まず市民の方に今までと同じような形で、早くできるような形で事務処理ができるように、こちらについては今後県のほうと調整していくことにはなりますが、それを第一として調整はしていきたいと考えております。

また、私ども、今度は県が入りますと、市独自のものをやっていくといった場合に、国、県ということで、ある程度の制限をかけられてしまう可能性があるのではないかと。ただ、そちらのほうについても、市独自性とか、そういうものを生かされるような形で、出せるような形で県のほうと調整はしていきたいと考えております。

あと、費用負担、それについては全くまだされておられません。今後そういう部分の費用というものがかかれば、今度は、今であれば国からの補助金とかが入ってきたりしておりますが、そういう部分の取り扱いがまだ不明なものですから、こういう部分についても今後県のほうと調整をしていきたいと考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 政府のほうは、2018年度から導入するのだ、そういう方向を出して、今度の国会で議論が始まると思うのですが、そういった点では、問題点があるとすれば、国に対して市として意見を述べるなり、そういったことをやっていくべきだと思いますけれども、その点はどのように考えていますか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） こちらのほう、全国市長会等を通して国のほうの医療部会にも、高知市長だったと思いますが、代表として出ておりますので、そういう部分については要請していきたくて考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入のほうで、418ページ、県の支出金、県補助金ということで、財政調整交付金というのが前年度と比べて2億円ぐらい減っているわけですが、これはさっきの共同支出金との関係でこういった形になっているわけでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） こちらのほう、先ほどの共同事業のほうとはちょっと関係はございません。ただ、こちらのほうは、予算を計上する上で、過去の状況、推移を見た中で積算させていただいております。その結果、こちらのほうはこういう形で、減るような形になったということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、先ほどの試算でいうと42億円で、収入が、支出が41億円で42億円、それはこの国保会計上、どういったところに反映してくるわけですか、収入の部分では。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） こちらのほうで、収入が増えた部分、共同事業で増えた部分については、当然、医療費のほうの高額療養費とか、そちらのほうに充てていくという形になります。あとは診療報酬、そういう部分に充てていくということになります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 共同事業交付金のほうに県から入ってくると、その収入というか、試算でいうと42億円か。これは、保険財政共同安定化事業交付金という形で入ってくるようになるわけですか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 保険財政の共同事業につきましては、各県ごとにやっているわけですが、こちらのほう、国保連合会が集約をして、各市町村に拠出金を割って、それを集めて、それで医療費の状況によってそれぞれに割り振るとい形になりますので、県のほうからもらうという形ではなくて、国保連合会からその実績に基づいて交付されるという形になります。

- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） それで連合会のほうからここへ入ってくるという共同事業交付金のほうに連合会のほうから医療費分として入ってくると、それが収入が増える、試算では増えるということによろしいですか。
- 委員長（平池紘士君） 村上課長。
- 保険医療課長（村上賢司君） 平成25年度の試算では増えます。ただ、これが、医療費が減った場合には拠出金のほうが多くなるという可能性もあるということでございます。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） これはあとどこで聞いたらいいか、一般質問でもちょっと聞いたのですけれども、国が約1,700億円今度出すようになったのですけれども、これはまだこの予算には反映していないと、一般質問のときはそういう答弁だったのですけれども、どの程度国の保険者支援金というのが入ってくるのか、そこら辺がわかれば答弁をお願いしたいのですけれども。
- 委員長（平池紘士君） 村上課長。
- 保険医療課長（村上賢司君） 大変申しわけございません。1,700億円について、その中身、細部についてはまだ私どものほうへ細かく来ていないものですから、ちょっと試算等もできない状況ですので、こちらのほう、そういう状況が来れば当然試算をして、どういうふうになるかということではやりたいと考えておりますが。済みませんが。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 今合併して1,700自治体ぐらいですから、平均1億円ぐらい入るということです。栃木市はもっと多いかも、どういうふうになるかわかりませんが、多いのではないかなという。この予算に反映していないということで、入ってきた場合、低所得者の軽減とか国保税を安くするとか、そういった対策がとれるのではないかと思うのですけれども、今はどういうふうに考えていますか。
- 委員長（平池紘士君） まだ入っていないからね。一応、平成27年度のことですから。
村上課長。
- 保険医療課長（村上賢司君） 1,700億円の交付する目的というのは低所得者の軽減ということになっておりますので、そういう部分において中身もなってくるのかなと考えておりますので、当然そういう部分のほうに使われていくのではないかと考えております。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） これは、1,700億円が出るということになっておりますので、確実に栃木市にも入ってくると思いますので、そういった点では、今からでも、どういった対応というか、を考えていくべきだと思いますけれども、今からその対策を考えておくべきだと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 若干討論ぎみになっていますけれども、質疑です。

村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 私どものほうとして、国保、低所得者の方が、世帯が多いというのは、当然、重々承知しております。その方たちについての対応ということについては、常日ごろ考えておくべきことだとは考えております。ただ、1,700億円ということで限定されてしまいますと、ちょっと、もう少し中身がわかった中で、それがどういうものかということでやらせていただきたいと思います。済みませんが。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 保険料の平成27年度と平成26年度の差額ということですが、2万4,000円ほど上がっております。

それと、滞納、差し押さえの件数でございますが、こちらのほう、多分、滞納世帯ですと、国保だ、市民税だ、いろんなのがあるかと思うのですが、差し押さえの件数でいきますと、これは国保税のみで299件あります。徴収額としては、2,446万5,623円となっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 12月議会のときの国保税の改正の議案のときは1人当たり1万7,000円というようなことだったのですけれども、今2万4,000円の差額があるということで、これはこっちが正しいということよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 済みません。

試算をするときのもとのデータによって、被保険者の状況によって、所得、試算、そういうのも全部変わってきてしまいますので、その状況によって出てくる数字は変わってくると。ただ、今時点でいけば、この予算を計上した数字というのが一番近いのではないかと考えております。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了したいと思います。

それでは、ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、この国保特別会計については反対の立場で討論いたします。

今回、国保税を大幅な値上げとしました。先ほどの答弁ですと、1人当たり2万4,000円、データによって違ってしまうということですが、今時点で年間2万4,000円もの値上げとなります。

この国保税については、以前から高くて払い切れないというような市民の声が上がってまして、

悲鳴とも思える状況が今後出てくると思います。そういった点では、財政的には大変なことはありますけれども、国の政策がどんどん国庫負担を減らしてきたというのが大きな原因ですけれども、栃木市としても払い切れない保険税はもう設定すべきではないと思います。ですから、やり方としては、一般会計からもっと入れて、市民の負担を減らすしかない。あと、一般質問でもやりましたけれども、医療費も年々上がっているということで、そこら辺も、きっちり予防事業を充実させて、医療費も抑えていくというような対策もとっていただきたいと思います。

そういった点で、今回大幅な値上げになるということで、私は市民の生活を大変な状況にする国保税が逆に命を奪うような状況になってしまうのではないかと思いますので、この国保会計には反対をいたします。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第2号の採決をいたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	増山敬之	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	天谷浩明
		永田武志	福田裕司			
	反 対	白石幹男				

○委員長（平池紘士君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第19、議案第3号 平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 482ページですけれども、歳入のほうで、後期高齢者特別徴収保険料のほうは前年度に比べて880万4,500円ほど減額となっておりますけれども、これの理由というのは何なのかでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 済みません、はっきりした、800万円下がった理由というのはちょっとわからないのですけれども。ただ、先ほどもちょっと、保険料を算出する中で、多分、所得の低い方とか軽減を受ける方というのが増えてきている状況なのではないかと推測できますけれども、ちょっとはっきりと、八百何万円がどうして変わったのかというのはちょっとわかっていないので、申しわけないのですが。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 人数が1万5,033人という説明を受けたのですね、特別。これは、前年度と比べてどうなのですか。増えているのですか、減っているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 後期高齢者については、当然、毎年、人数のほうは被保険者は増え続けております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、人数は増えていても保険料は減っているということは、お年寄りの、高齢者の方、これは75歳以上の収入が減っていると見てよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 基本的には、被保険者数が増えて税額が減ることになりますと、均等割と所得割になりますので、当然、所得のほう下がっているということは推測、ちょっと確認はされていませんが、推測はされます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 後期高齢者医療については、いつも反対の討論で、制度的にお年寄りを別枠にしてやるというのは、世界を見てもそういう制度はないということで反対をしております。

本来、以前なら老人の保健、医療保険でしたっけ、そういったことでやっていたわけですがけれども、この後期高齢者ですと、75歳になった途端に被扶養者だった人が別枠の後期高齢者に入るといような状況も出たりして、負担も増えるといような状況もありますので、今聞いたところによりますと、高齢者の所得も減っているという状況の中では、この制度を廃止して、またもとのような保険制度にすべきだということで、制度そのものがだめだということで反対をしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第3号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	増山敬之	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	天谷浩明
		永田武志	福田裕司			
	反 対	白石幹男				

○委員長（平池紘士君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） それでは、続けます。

次に、日程第20、議案第4号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

永田委員。

○委員（永田武志君） 555ページ、中段ですけれども、閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業費321万6,000円、これは栃木、大平、藤岡、都賀、岩舟、後から合併した岩舟が載っているのですが、西方が載っていないのですが、これはどういう意味合いがあるのでしょうか、説明ください。

○委員長（平池紘士君） 答弁を求めます。

鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） お答えいたします。

この閉じこもりということで上げているのは、あくまでも2次予防事業として上げております。教室の中には、1次予防ということで、ちょっと普及啓発のほうの教室に2次の方が来ていただくような組み立てもしておりますので、西方の中にはそういった形でやっておりますので、全地域でやっております。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ということは、西方は、閉じこもり、本事業は計画、実施しないということ
でよろしいのですね。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 閉じこもりとしては上げておりませんが、教室は実施しております。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はありませんか。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 565ページの家族介護支援事業費というので、栃木、大平、藤岡は全て
前年度と変化があるのですけれども、都賀だけが変化がございません。都賀は、介護を受ける方の
人数が多いのでしょうか。ほかのところと比べてすごく多いと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（平池紘土君） 稲葉都賀総合支所健康福祉課長。

○都賀総合支所健康福祉課長（稲葉功子君） 小久保委員に対しましてお答えをさせていただきます。

都賀地域の事業者にて委託してございまして、生活介護支援サポーター養成講座というのを開催して
おります。この講座は、基礎知識や調理実習、また介護技術などを通して、家族の介護、また地域
の助け合いを学ぶということで実施させております。それを委託料として35万円上げさせていただ
いております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） わかりました。

○委員長（平池紘土君） 関連で、永田委員。

○委員（永田武志君） 関連で、先ほどと同じようなケースの質問なのですが、岩舟、西方、これも
ほかの事業にかえられて実施されているという解釈でよろしいのでしょうか。家庭介護支援事業費
です。

○委員長（平池紘土君） 稲葉課長。

○都賀総合支所健康福祉課長（稲葉功子君） 先ほど答弁を忘れてしまいましたが、これは栃木市全
体に受講の申し込みはしております。都賀地域の事業者が行っておりますが、先月、2月号に、広
報とちぎに載せさせて、栃木市全部の方に申し込みというか、やっておりますので、よろしくお願
いいたします。

○委員長（平池紘土君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ということは、現時点で岩舟と西方に関係しては申し込みがないということ、
そういう理解でいいのですか。違うの。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（永田武志君） 理解できました。ありがとうございました。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入のほうで、これは午前中も介護保険の条例でも議論をしたところですが、保険料ですけれども、どのくらいの1人当たり負担増になるのか伺いたと思います。

○委員長（平池紘土君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 基準額でいいますと、年額8,400円の増ということで、15%ほど伸びております。これをプールしますと、約1万円程度ということになります。所得段階に応じてそれぞれ保険料率が異なっておりますので、基準ですと8,400円、プールになりますと1万円ということでございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 527ページの歳出で、介護保険システム改修事業費540万円というのが出ていますけれども、制度が見直されるということで改修するのだというようなことですが、こういった見直しはなされるのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 補正予算のときもお答え申し上げましたけれども、介護報酬の改定とか2割負担の導入あるいは補足給付の資産の見直しとか、そういったことでシステムが改修されるということで、平成26年度後半から平成27年度、両方にまたがったということでご理解いただければよろしいかと思えます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 介護保険制度は変わって、利用料の所得によって2割負担になるとか、あと補足給付、それも打ち切るとような方向で、これは利用者にとっては負担増になるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 補足給付の要件としまして、資産を勘案するというので、1人当たり1,000万円以上の預貯金のある方、2人ですと2,000万円以上ということに対しては補足給付は該当しないと。それと、今までは特養に入る場合は、世帯を分離しまして、特養に住所を持っていて、単身世帯として住民登録しまして、その方が非課税であれば補足給付の該当になっていたわけなのですが、これからは配偶者が住民税が課税されていれば、住所を持っていて、その人が非課税であっても補足給付は該当しないということ。それともう一つは、今まで非課税でありました障がい年金と遺族年金、これも収入にカウントするというのでございます。それと、低所得者に対しては、今までやっていた補足給付につきましては、今後も引き続きその分は補足給付されるということで、負担増にはなっておりません。

以上でございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 所得の多い人にはなるということによろしいのですよね。所得が多ければ利用料も2割負担になるし、補足給付も打ち切られるということによろしいのですね。

○委員長（平池紘土君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 基本的には、補足給付は市民税非課税の方ということで、それが1段階から3段階まで分かれておりまして、課税されている方に対しては標準の部屋代と食事代を払っていただくということでございます。

○委員長（平池紘土君） ほかに。

永田委員。

○委員（永田武志君） 567ページ、上から3段目、地域自立支援事業、これは栃木から各地域ありますが、35万円から12万円の事業費ですけれども、これは、本事業の中身の説明、わかりやすく説明していただけますか。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） お答えいたします。

地域の中に住んでいる高齢者の中には、夜になって調子が悪くなったりとかということで、そういったときに対応するために、地域包括支援センターから地域の社会福祉法人のほうに連絡がいくようなシステムを委託しております。夜にもし連絡があった場合には、社会福祉法人から地域包括支援センターのほうに連絡が来るような形になっております。

○委員長（平池紘土君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 連絡が来る、そうすると、今度はその対応はもちろんやってくれるということによろしいですね。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 状況にもよるのですが、緊急の状態であれば、夜に必要であれば動くということもございますが、さほど、時間を置いても大丈夫なようでしたら次の日という形になります。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今年度は3年に1度の見直しということで、年間、先ほどの答弁ですと平均1万円の負担増だということです。先ほどの討論でも言いましたけれども、消費税8%、そして年金は下がっているような状況の中で、今度の年間1万円の負担増というのは認めるわけにはいきません。

それで、これは、この介護保険の制度そのものが、サービスが増えれば保険税、保険料にも響いてくるという、そういう最悪な制度でありまして、そういった点でも、この制度そのものを変えないと、介護保険自体がもう存在そのものが、保険料あって介護なしみたいなのがますます広まっていくと思います。そういった点でも、反対をしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第4号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	増山敬之	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	天谷浩明
		永田武志	福田裕司			
	反 対	白石幹男				

○委員長（平池紘士君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第21、議案第5号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳出のほうで、595ページ介護予防サービス計画委託費ということで、今後制度が改悪されて、要介護1、2というのが保険給付から外される方向になっています。平成29年度から栃木市のほうはやるということでもありますけれども、これは介護予防サービスの計画、今後この会計自体がなくなっていくのかなという感じがするのですけれども、今後どういうふうになっていくのですか、この会計は。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 制度改正では、予防給付の、いわゆる要支援1、2の方で、訪問介護、通所介護を使った方については地域支援事業のほうに移行するというのが平成29年からという

ことで栃木市ではしているところですが、介護予防サービス計画委託費につきましては、まさしく要支援1、2の方の計画策定の部分なのです。ですから、その計画策定はいずれにしても、立てておきますと、予防給付を使っている方でもこの計画費ですので、この計画については変わらない形になります。

○委員長（平池紘士君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第5号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了いたしました執行部の皆様はご退席していただいて結構です。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（平池紘士君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 4時46分）

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時55分）

◎陳情第1号の上程、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第22、陳情第1号『年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書』の提出を求める陳情書を議題といたします。

初めに、陳情文書表を書記に朗読させます。

お願いします。

〔書記朗読〕

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する各委員の賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。いわゆる自由討議でございます。

それでは、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） この陳情書を採択することで意見を述べさせていただきます。

公的年金は高齢者世帯の収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活していますと書いてありますように、老後の生活保障の柱となっていますので、今後においても安全かつ確実な運用をお願いしたいところでありますので、意見書は提出すべきだと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

ほかにご意見はありますか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 基本的に賛成なのですが、文言で、厚生年金保険法等の規定に基づき、云々かんぬん、安全かつ確実な運用を堅持すること、これは多分、厚生年金保険法とか国民年金法等では安全かつ効率的なというふうになっていると思うのです。運用という概念で、確実な運用というのはあり得ないと思うのです。たとえ国債を買っていても、国がデフォルトする可能性というのはゼロではないので、確実な運用を堅持するというのは極めて難しいといえますか、不可能だと思っておりますので、意見書を出すときには、安全かつ効率的な運用というふうに、法の条文にあるような言い方にしたほうがいいのではないかなというふうに思うのです。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 私も賛成という立場から発言をさせていただきたいと思っております。

まず、GPIFに対しまして、リスクの部分、面から検討したときに、ここで仮に、これは運用には当然プラスもマイナスもあると思うのですが、マイナスに陥ったときの責任という部分で捉えると、このGPIFの誰がとるのかだとか、また金額的にもすごい金額になっていますので、これはちょっとばくち上のリスクがあるのではないかなという観点から、これはやっぱり運用部分をここに全面的に任ずということはできないのではないかなと。これはいろんな新聞にも載ってまして、間違いだらけのGPIF改革だとか、それは一方的に書かれている部分もちろんあるのですが、やっぱり私は、最終的にこれが何か失敗してしまったときのリスク管理という部分から、これはこの陳情のとおりではないかなという部分で、ここは賛成の立場でお願いしたいと思っております。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

ほかにご意見はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この陳情に対しては、採択すべきであるという立場で意見を言いたいと思います。

株に国民から預かった保険料、これは国民から預かっているというだけで、それを勝手に、その積立金を株というか、そういう本当にリスクの高いものに投資して運用するというのは非常に危険があると思います。

ここら辺は、どうしてこういうのが出てきたかという、やっぱり安倍政権の中で株高とか、そういう方向を出しているわけです。そこに130兆円もある積立金を投入して、より株高を演出して、アベノミクスがうまくいっているのだなというような状況をつくり出す、そういう側面もあると思うのです。そういう側面の中もあり、大変リスクの多い部分に投資するというのは、責任も誰がとるかというのもないですし、やめるべきだというふうに思いますので、この陳情は採択して、国に意見を述べていくということで、私もそういうふうに意見書を出すべきだと思いますので、賛成とさせていただきます。

○委員長（平池紘士君） ほかにご意見は。

永田委員。

○委員（永田武志君） 各委員、皆さん、やはり賛成ということで、いろいろご意見を聞かさせていただきました。

この資料をいただきまして、何度か、熟読までいかなかったのですが、目を通させてもらいました。ガバナンス体制構築、これも難しいかなと思うのですが、やっぱりこれも必要です。これが果たして地方議会から国に提出してどこまで反映されるか、それが疑問でありますけれども、やはり皆さんと同様、賛成して、意見書を提出すべきと考えます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

ほかにご意見は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） それでは、まずはこの意見書そのものの取り扱いについて皆様にお伺いしたいと思います。

それでは、ただいまから陳情第1号を採決いたします。

本陳情を採択すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は採択すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（平池紘士君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

審査報告書及び委員長報告書につきましては、委員長及び副委員長にご一任願いたいと思います。
作成について、お願いいたします。

民生常任委員会を閉会いたします。

（午後 5時06分）